

件 名	令和 5 年度堺市立学校園運営における指針について
担 当	学校教育部 教育課程課
概 要	<p>1. 「令和 5 年度堺市立学校園運営における指針（以下「本指針」）」作成の趣旨 急激な社会の変化や多様な課題に対し、学校園が臨機応変に対応し、機動的・能動的に動くためには、校園長を中心に、学校園の組織マネジメント力の強化を図っていくことが一層重要であり、自主性・自律性に富んだ学校園運営の確立を図る必要がある。</p> <p>第 3 期「未来をつくる堺教育プラン」（以下「第 3 期プラン」）における本市の方針等を踏まえつつ、各学校園における創意工夫ある取組を推進し、自主性・自律性に富んだ学校運営の一助となるよう、「第 3 期プラン」における 5 年間の主な取組に基づき、令和 5 年度（3 年次）の学校園の取組指針を示すため作成した。</p> <p>2. 作成にあたっての視点及びコンセプト</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>令和4年度の主な動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市における不祥事案（調査書誤記載、体罰、横領等） ・文科省が12年ぶりに生徒指導提要进行を改訂 ・子ども基本法の公布（令和5年4月施行） 子どもの意見表明権等 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>令和5年度については、令和4年度の主な動きを踏まえつつ、「第3期プラン」における本市の方針等とともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新たな学校のあり方」における取組・方向性を踏まえた取組の視点 ・不祥事等が多く生じたことを踏まえ、二度と起こさないための対応策や信頼回復に向けた取組の視点 <p>以上2点の視点を踏まえ、堺の教育行政及び学校園が生まれ変わるために必要な取組を明確にすることをコンセプトに作成した。</p> <p>3. 本指針の内容</p> <p>はじめに ～本指針の活用にあたって～</p> <p>第1章 第3期「未来をつくる堺教育プラン」について （資料）新たな学校～学校群でめざす自主性・自律性に富んだ自立した学校～ （資料）学校教育の信頼回復に向けて</p> <p>第2章 第3期プラン（3年次）における取組指針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「総合的な学力」の育成 2 グローバルに活躍できる力の育成 3 超スマート社会（Society5.0）で活躍できる力の育成 4 豊かな心の育成 5 健やかな体の育成 6 特別支援教育の推進 7 つながる教育の推進

(様式 3)

【教育長の報告】 No.1

概 要	<p>8 学びの機会の確保 9 学校マネジメント力の向上 10 信頼される教員の育成 11 えがおあふれる学びの場づくり 12 子どもの安全確保 13 ひろがる教育の推進 第3章 教育課程の編成と実施にあたって 第4章 人権教育の推進について 参考資料</p> <p><u>4. 今後の予定</u> 冊子を全学校園に配付するとともに、堺市ホームページに掲載する。</p>
-----	---

令和5年度

堺市立学校園運営における指針

堺市教育委員会

平成八（一九九六）年七月 堺市の学校給食から
腸管出血性大腸菌O157による感染症が発生し
多くの児童を苦しめ 三人の尊い命を失いました
私たちは忘れません
多くの子どもたちの苦しむ姿を
夢をたたれ 将来を奪われた三人の幼い命を
痛恨の思いを胸に
私たちは誓います
二度とこのような不幸を繰り返さない
私たちはめざします
安全で楽しい学校給食を
そして健やかな心と体をはぐくむ
明るく元気な「わがまち・堺」の実現を



0157 堺市学童集団下痢症の碑「永遠に」～心に刻み伝えるために～

はじめに ～信頼回復に向け、生まれ変わるために～

超スマート社会の時代の中、教育現場は大きく様変わりしています。新たな学習指導要領が遂行され、GIGA スクールをはじめとするICT教育が推進されており、コロナ禍においても、子どもたちの学びは大きく変わってきました。子どもたちを取り巻く社会の課題が多様化し、複雑になる中、学校教育においては、学力中心の学びから、学びに向かう力、粘り強さ、行動力、表現力、思考・判断力や、失敗を成功に結びつけていく力等の育成に向けた学びが求められています。

子どもたちが前を向いて学ぶためには、我々教育にたずさわる者も横やうしろだけでなく、前も向かなければなりません。これまでも、「新たな学校のあり方」について、本市総合教育会議等で議論されてきたところですが、未来を担う子どもたちに必要となる資質・能力を育み、子どもたちの可能性を引き出すために、子どもたちの未来を見据えた体系的な学びの構築に向け、学校の自立や教職員の人材活用を軸として、教育活動の質の変化やカリキュラムの改善などに総合的な観点で対応し、学校そのものの改革を推進する必要があります。

また、子どもの貧困、児童虐待、日本語指導が必要な子どもへの対応等、学校が抱える課題は複雑化・困難化しています。学校現場だけでなく、家庭・地域や関係機関と連携・協働した子どもたちを守る・育成する教育体制の充実に向けて、真に市民から信頼される組織へと再構築を図ることが不可欠です。さらに、ここ数年来生じている様々な問題に対しては、学校園と教育委員会がこれまでの認識にとらわれることなく、力を一つにしてその克服に取り組まなければなりません。

本指針では、「第3期未来をつくる堺教育プラン」における5年間の主な取組に基づき、令和5年度の学校園の取組指針を示しています。令和4年度においては、いじめや体罰事案、調査書誤記載、学校徴収金に係る不祥事案等、様々な問題が明らかとなりました。本市学校教育の信頼回復に向けた取組をすすめ、様々な課題や「新たな学校のあり方」等に取り組むにあたり、方策を組み立てる際の軸としたり、時に立ち返ったりしていただくためのものとして、本指針を活用してください。

教育委員会事務局においても、学校現場で本来行うべきことはなされているという信頼のもと、必要な調査等を行っていきます。その上で、各校園長のリーダーシップのもと、自主性・自律性に富んだ学校運営により、子どもたち一人ひとりが未来を切り拓くことのできる資質・能力を組織的に育成し、家庭や地域と連携・協働しながら、学校園の実情に応じた創意工夫ある魅力的な取組を創造することを期待しています。

令和5年3月 教育長 粟井 明彦

目 次

第1章 第3期「未来をつくる堺教育プラン」について	1
〈資料〉新たな学校～学校群でめざす自主性・自律性に富んだ自立した学校～	3
〈資料〉学校教育の信頼回復に向けて	5
第2章 第3期プラン（3年次）における取組指針	
1 「総合的な学力」の育成	7
2 グローバルに活躍できる力の育成	12
3 超スマート社会（Society5.0）で活躍できる力の育成	14
4 豊かな心の育成	16
5 健やかな体の育成	18
〈資料〉部活動の充実に向けて	21
6 特別支援教育の推進	22
7 つながる教育の推進	24
〈資料〉幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	27
8 学びの機会の確保	28
9 学校マネジメント力の向上	30
10 信頼される教員の育成	32
〈資料〉個人情報の徹底管理 9のポイント	35
11 えがおあふれる学びの場づくり	37
〈資料〉堺市いじめ防止基本方針（概要）	43
〈資料〉いじめ対応チェックシート	44
〈資料〉堺市立学校園性暴力防止ガイドライン（概要版）	45
12 子どもの安全確保	47
〈資料〉学校における調理実習の留意点	51
〈資料〉自然災害発生時の学校園の対応	54
13 ひろがる教育の推進	56
第3章 教育課程の編成と実施にあたって	
1 幼稚園	58
2 小学校、中学校	59
3 高等学校	68
4 支援学校	69
第4章 人権教育の推進について	
1 人権教育の推進	70
2 平和教育の推進	72
参考資料	
学習指導要領改訂と教科書採択のスケジュール等	73
家での7つのやくそく	74
堺市立学校スマホ・ネット ルール5 “まもるんやさかい”	75
「0157 堺市学童集団下痢症を忘れない日」の制定について	76

第1章 第3期「未来をつくる堺教育プラン」について

堺市の教育理念「ひとづくり・まなび・ゆめ」

■ 豊かな心の人づくり

自分のよさや可能性を知り、多様な価値観を認め、相手の立場を思いやり大切にできる豊かな心、大きな視野で社会やものごとをとらえることのできる心のゆとり、秩序を重んじ、社会性を身につけるための規範意識の育成を進めます。

■ 確かな学びの形成

社会の中で生きていくために必要となる、自ら問題を発見し、試行錯誤しながら解決し、新たな価値を創造していくことができる力や、自ら学び、他者と協働しながら、学んだことを社会で生かすことのできる幅広い学力の確かな形成に努めます。

■ ゆめをはぐくむ教育の推進

未来をつくる子どもたちが、自分のよさや個性、可能性を発揮し、ゆめの実現に向けて多様な選択ができる誰一人取り残すことのない教育を推進します。

また、先人から受け継いだ自由・自治の精神、歴史・文化を継承し、優れた文化を創造できる教育を推進します。

1 めざす子ども像「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」

- 自分のよさを知り、人を認め、人とつながり協働する
- 自らを律し、自ら学び続け、自らを表現する
- ゆめの実現に向けて挑戦する
- 堺を愛し、堺を誇りとする
- 多様な価値観を認め、多様な文化を理解する

2 めざす学校像「子どもの未来をつくる学校」

- 主体的・協働的な学びを通して「総合的な学力」を育む学校
- 多様性を認め、一人ひとりの個性を尊重する学校
- 子どもの発達段階に応じて一貫した教育を行う学校
- 「チーム力」を発揮し、家庭・地域・関係機関とともに子どもを育てる学校
- いじめの未然防止・早期発見・早期対応に真摯に取り組み、早期解決を図る学校

3 めざす教員像「情熱・指導力・人間力を備えた教員」

- 子どもを愛し、ゆめと情熱をもち続ける人
- 子どもに寄り添い、学び続け、確かな指導力をもつ人
- 豊かな人権感覚をもち、信頼される人間力をもつ人
- 高い危機管理意識をもち、子どもの生命や心身の安全・安心を確保できる人
- 「いじめは絶対に許さない」と毅然とした態度を示し、子どものSOSに気づく感度の高い人

SDGs の視点



本プランでは、SDGs の 17 の目標のうち、目標 4「質の高い教育をみんなに」、目標 5「ジェンダ―平等を実現しよう」、目標 10「人や国の不平等をなくそう」、目標 16「平和と公正をすべての人に」及び目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」の 5 つのゴールを共通目標とし、基本的方向性及び基本施策ごとに、SDGs の目標を掲げています。

5 つの基本的方向性と 16 の基本施策

「ひとつづくり・まなび・ゆめ」の実現に向けた 5 つの基本的方向性と、それらに基づく 16 の基本施策を示しています。

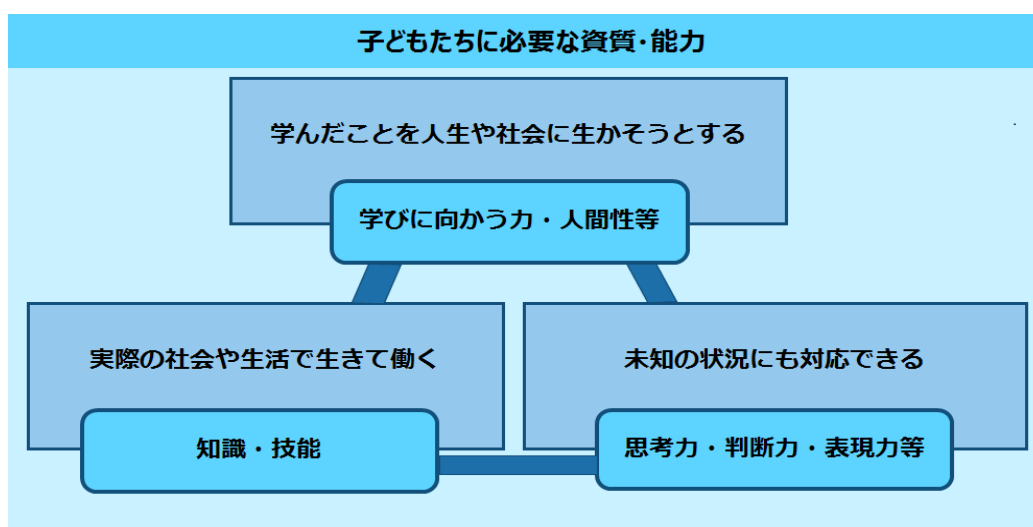


堺市では、令和3年度総合教育会議で、現在の教育課題や国の動向をふまえながら「新たな学校のあり方」について議論してきました。その実現に向けて令和5年度から新たな学校マネジメントモデル事業を実施します。

新たな学校 ～学校群でめざす自主性・自律性に富んだ自立した学校～

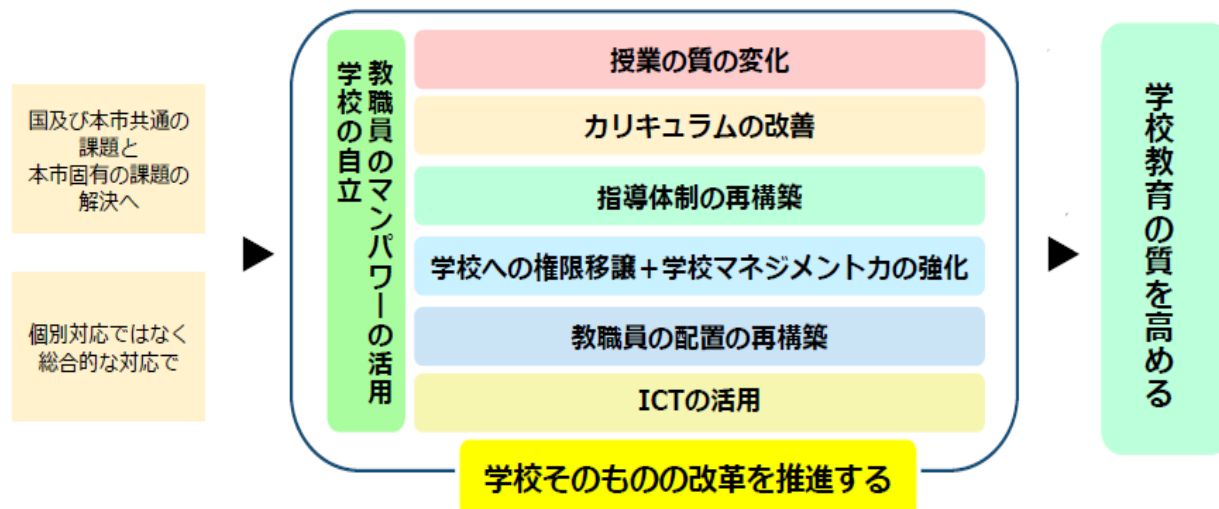
◆急激に変化する時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力

学習指導要領では、Society5.0、グローバル化の進展など急激に変化する時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力として、実際の社会や生活で生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の3つが示されており、本市においてもこれらの資質・能力の育成をめざします。



◆自主性・自律性に富んだ自立した学校へ

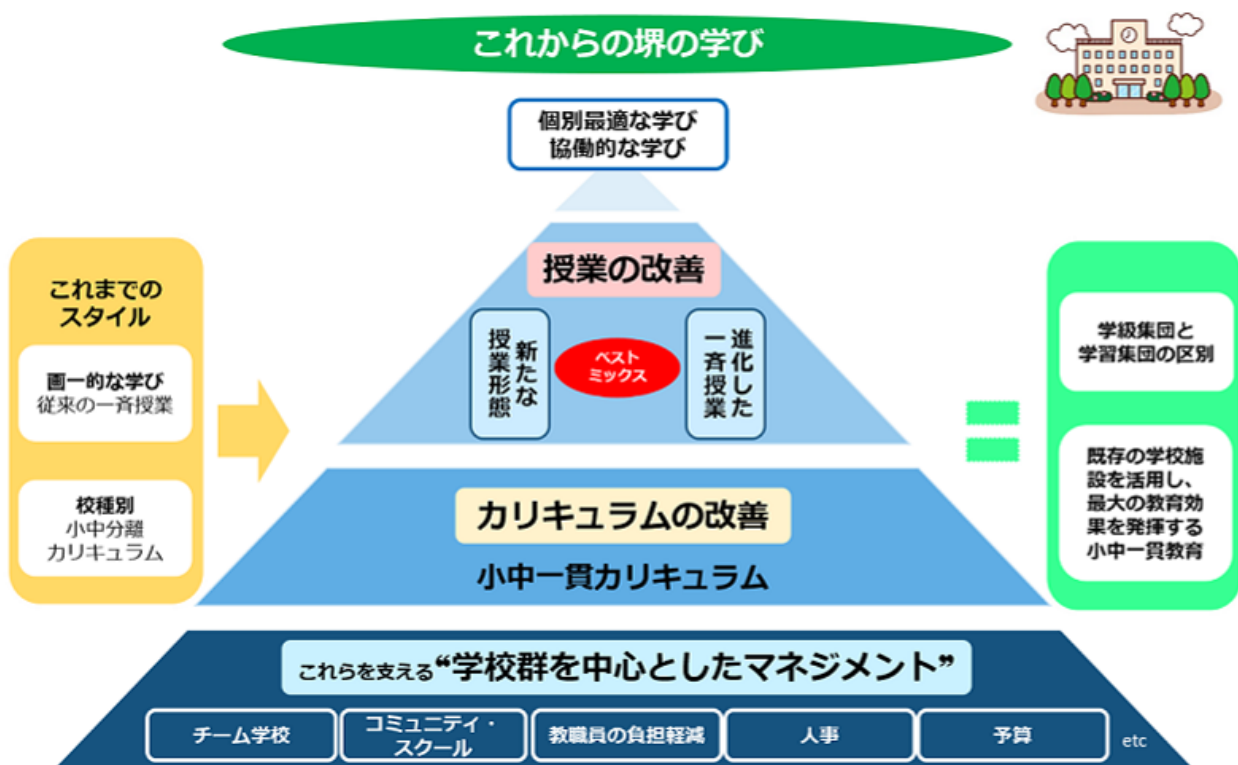
現在、学校教育は、新型コロナウイルス感染症対応、学力向上、いじめ・不登校対策など喫緊の課題を抱えています。これらの課題に対し、短期的な個別対応と合わせて、中期的かつ総合的な対応として、学校を自立させ、教職員のマンパワーを最大限に活用することができる仕組みを構築し、学校そのものの改革を推進し、学校教育の質を高めていきます。



◆これからの堺の学び

急激に変化する時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育み、子どもたちの可能性を引き出すため、これからの堺の学びとして、「令和の日本型学校教育」である多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実をめざします。

そのため、学級集団と学習集団を区別した新たな授業形態と進化した一斉授業のベストミックスをめざす「授業の改善」、義務教育 9 年間を見通した小中一貫カリキュラムのもと、系統性と連続性を意識して進める「カリキュラムの改善」、これらの改善を支えるため、学校群の裁量権限を拡大し自立したマネジメントを行う「学校群を中心としたマネジメント」に取り組みます。



学校群：中学校区を構成する小・中学校のこと

◆新たな学校マネジメントモデル学校群での取組（令和 5 年度～）

令和 5 年度から次の 5 中学校区が新たな学校マネジメントモデル学校群として、「授業の改善」「カリキュラムの改善」「学校群を中心としたマネジメント」に取り組みます。

モデル学校群	構成学校	所在区
陵西学校群	陵西中学校、少林寺小学校、安井小学校、大仙西小学校	堺区
旭学校群	旭中学校、神石小学校、大仙小学校	堺区
若松台学校群	若松台中学校、上神谷小学校、若松台小学校、茶山台小学校	南区
三原台学校群	三原台中学校、三原台小学校、泉北高倉小学校	南区
五箇荘学校群	五箇荘中学校、五箇荘小学校、五箇荘東小学校、新浅香山小学校	北区

学校教育の信頼回復に向けて

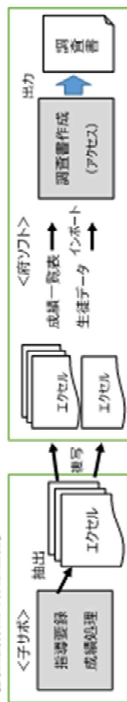
令和4年度においては、調査書誤記載、いじめや体罰、学校徴収金横領などの不祥事案が多発しました。特に調査書誤記載については、合否判定に影響のあった2名の生徒をはじめ、多くの生徒、保護者へ多大なる迷惑をかけました。本事案の再発防止に向けた検証報告書とともに、他事案も含めて二度と起こさないために信頼される教育行政に向けた6つの取組について掲載しています。

【概要版】堺市調査書誤記載検証報告書

第1章 調査書誤記載事案の検証について

- 平成28年度から令和2年度にかけて20校、令和3年度は16校において、大阪府公立高等学校入学に要する調査書の誤記載があった。
- 特に合否に影響する評定では、6年間10校に誤記載があり、大阪府調査書作成ソフト（府ソフト）の作業時や市校務支援システム（子カサ）から府ソフト加工時で発生。
- 令和4年度入学者選抜（令和3年度）において、2名の卒業生の合否結果が過誤となり、公立高等学校の合否判定が置る事態を招いた。

【調査書作成の作業工程】



【誤記載項目の分類】

項目	件数	項目	件数
評定	11	生年月日・性別	8
活動等の記録	16	QRコード	2
志願課程	3	合計	40件

堺市調査書誤記載検証委員会

原因究明及び再発防止策・組織運営の検証について意見を聴取

<構成> ※(匿名及び五十音順・敬称略)

- 三沙知摩 (座長) (探検教育大学副学長・教授)
- 木田佳世 (堺市 PTA 協議会前理事)
- 岡田正次 (金剛会高等学校・中学校校長)
- 亀井克之 (関西大学教授)
- 宮本圭子 (第一法律事務所弁護士)

第2章 原因究明について

1 学校の対応 (ポイント)

- 教員の作業手順の理解不足。最後の段階でも点検ができていない。
- 校内での調査書作成事務体制が形骸化。
- マニュアルの表現が不明確。わかりにくいと思っている教員が7割強。
- 重要な役割の認識が乏しいことや、ルールを遵守しないリスクがある。
- 「事務作業は間違えるもの」という前提がない。
- 校務分掌や学年集団の枠組みを超えて積極的に関与しない風土。

2 教育委員会事務局の対応 (ポイント)

- 誤記載事案の改善や公表の是非に係る意思決定等について記録なし。
- ライン組織での適正な判断に向けた十分な議論があったか不明。
- 誤記載を起こした学校の再発防止策を確認していない。
- 学校が市マニュアルを遵守できていないこと以外の読み込んだ検討がない。
- 平成28年度からの誤記載について、重大な事案にあっていたかもしれないという思いに至らず。

誤記載発生原因 (まとめ)

- 1) 学校
 - 調査書作成事務の重要性の認識が低い。校務分掌や学年集団の枠組みを超えて積極的に関与しない風土が、校内の組織体制が形骸化する要因と想定。
 - 「事務作業は人が行う限り間違えるものだ」という前提で点検が行われていない。
 - 誤記載のない学校においても、教員個人の自発的取組により防いでいた可能性がある。
- 2) 教育委員会事務局
 - 重大なインシデントとしての対応が不十分で、重要性の認識の低さや対応力に問題あり。
 - 誤記載発生事案の要因の掘り下げが不十分で、マニュアル遵守に固執した。
 - 市マニュアルの曖昧な表現、進路指導主事のみへの研修実施のほか、誤記載発生学校の再発防止策を確認していないなど、学校に調査書作成事務を委ねてきた。

第3章 再発防止に向けて

過去6年間にわたり誤記載を防止できず、2名の生徒の入学者選抜の合否結果に過誤が生じた。関係する生徒・保護者に重大な影響をもたらした。本市学校教育への信用失墜に繋がるため、教育委員会事務局と学校は、調査書作成事務に真摯に向き合い、その責務を果たす必要がある。

1 検証委員会の意見

1) 学校

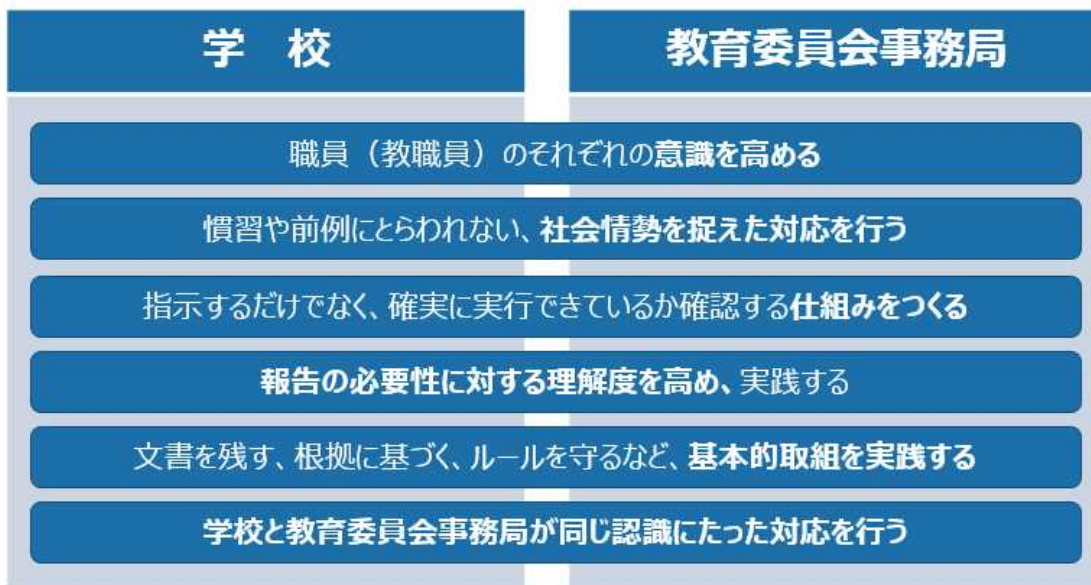
- 教育活動は生徒や保護者の信頼のもとで行われていることを常に意識する。
- 「事務作業は間違えるもの」という認識でそれぞれの立場・役割を理解する。
- 市マニュアルを遵守しない教員には、服務規律違反であると理解させると同時に、情報公開として当然でもある。
- 調査書を事前に見せることは効果的であり、情報公開として当然でもある。
- 学校が自ら組織力、マネジメント力を高め、信頼回復に努める必要がある。

2) 教育委員会事務局

- 学校と教育委員会事務局の双方方向でなく良くなるように、学校と意思疎通を図ること。
- 教育委員会事務局自身の内省を学校に示すことが、再発防止に向けて重要である。
- 学校の危機意識の醸成が課題であり、社会的関心の高い事案であることから、誤記載があれば公表する姿勢は重要である。

再発防止策

- 2 学校の課題に対して
 - 校長、教頭を含め教員の各役割を明確かつ厳格に示す。
 - 業務に専念できる全体的な「時間」を設定する。
 - 学校評価の項目に設定するなど、認識を自ら高める仕組みを構築する。
 - 検証内容を原局的に市マニュアルに落とし込む。
 - 公立高等学校出願前に調査書を生徒・保護者に開示する。
- 3 教育委員会事務局の課題に対して
 - 組織目標や人事評価などの認識や態度を高める制度的な仕組みを構築する。
 - 進路指導に関する事務体制を検討する。
 - 教員と連携して再発防止策を進める。作業工程の削減やシステム導入を検討する。
 - 市マニュアルが機能しているかの確認を行い、誤記載発生時はすべて公表する。



信頼される教育行政を進めるうえで必要な要素

令和4年度第1回堺市総合教育会議資料より

生徒指導提要では、課題の未然防止や早期発見などの課題予防的生徒指導が位置づけられています。学校における多様な課題に対して、未然防止や早期発見するための取組が重要です。

生徒指導提要 12年ぶりに改訂

文部科学省が作成している「生徒指導提要」が、12年ぶりに改訂されました。これまでの12年の間には、「いじめ防止対策推進法」など関連法の成立や、教育再生実行会議での提言、中央教育審議会の答申、各種通知など様々な方針が示されていることから、これらの内容を踏まえた改訂となっています。

【生徒指導の構造（2軸3類4層構造）図1、図2】

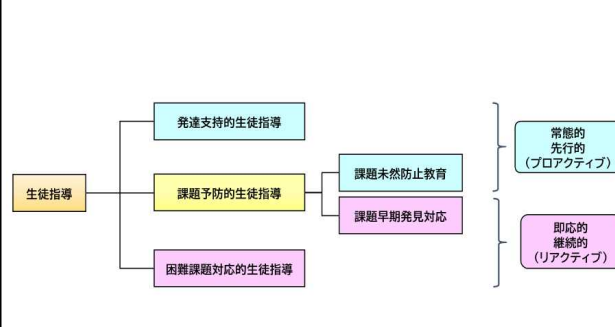


図1 生徒指導の分類

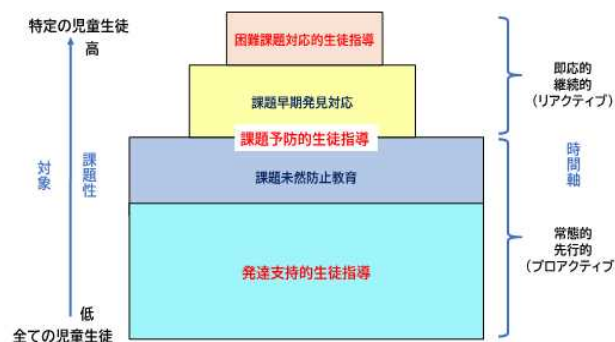


図2 生徒指導の重層的支援構造

文部科学省「生徒指導提要（改訂版）」（令和4年12月公表）より

第2章 第3期プラン（3年次）における取組指針
基本施策 1 「総合的な学力」の育成

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
学力調査の堺市の平均値(全国を100とした場合) (全国学力・学習状況調査)	小6 100.5 中3 95.8	小6 103 中3 100
「自分で計画を立てて勉強している」と答えた 児童生徒の状況スコア* (堺市教育委員会調べ)	小6 59.5 中2 54.0	小6 70 中2 70
「ふだんから『なぜだろう。』『調べてみたいな。』と 思うことがある」と答えた児童生徒の状況スコア* (堺市教育委員会調べ)	小6 70.6 中2 66.5	小6 80 中2 80

■主な取組

◇授業改善の推進

① すべての子どもは生まれながらにして有能な学びてであるという「子ども観」【全】

教員は、個々の子どもがどのように生きようとしているのか、どのように学ぼうとしているのかを見取ること、個々の子どもの発言や活動がその子にとってどのような意味を持つのかを知ろうとする心構えが大切であり、子どもが自分のよさや可能性を認識する授業の実現を図る。

そのために、教員が、「子どもは教えられる白紙の存在」として捉えるのではなく、「子どもは有能な学びてである」という子ども観による、個々の子どもから生まれる個性的な学び※の姿を、その子どもならではのかけがえのないものとして大切にしたい授業を行う。

※個々の多様な能力・適性、興味・関心、性格、学習経験等

② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実をめざした教員の「指導観」【小中高】

教員は主体的に学ぶ子どもの姿を捉えながら、例えば「今なぜその学習をしているのかを語れる子どもの姿」や「この学習の次にすることを語れる子どもの姿」をイメージし、教員の思いのみで進める授業ではなく、個々の子どもの学びを最大限に引き出す「指導観」に基づき、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を図る。

そのために、子どもが自己調整しながら学習を進める中で、子ども自身が自分に合った学びができていると感じる「個別最適な学び」と、子どもが自分の求めに応じて他者と関わり、異なる考え方が組み合わせたり、よりよい学びを生み出す「協働的な学び」の一体的な充実に努める。

* 質問項目についての平均回答状況を下式によって数値化しています。

(当てはまる(%)×3 + 「どちらかといえば、当てはまる(%)×2 + 「どちらかといえば、当てはまらない(%)」) / 3

なお、上記のスコア(状況スコア)は最高100、最低0の範囲となり、大きいほど、児童生徒の意識状況が良好であることを意味します。

③ 教科の本質や系統性を意識した「教材観」【小中高】

教員は、子どもの立場に立ち、その学習内容を学ぶことの必然性や意義を考え、教員が子どもにとってその内容を学ぶことが真に必要で、子どもと一緒に学び深めたいと思えるようになるまで教材研究を行う。また、本時や本単元を学習した後、子どもは何かができるようになっているのかを明確にした授業の実現を図る。

そのために、教員は、子どもがどのような知識や経験を持ち合わせているのかを的確に把握し、常にその教科の本質に立ち返り、本時や本単元が、これまでの学びやこれからの学びの中でどのように位置付いているのかを明らかにして授業を行う。授業後、教員は子どもの立場に立って子ども自身の学びについて振り返りを行い、授業改善につなげる。

④ 子どもが学ぶ適切な方法や形態を考えた授業【小中高】

教員は、子どもの総合的な学力の育成に向けて、上記に示した①「子ども観」②「指導観」③「教材観」を関連させた指導を日々行う。そして、ICTの活用を前提とし、個々の子どもが自らの学習状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう、個々の子どもの成長やつまづき、悩みなどの理解に努め、個々の子どもの興味関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することが大切である。授業においては、学習の集団や学習の時間、学ぶ順番、使用する教材・教具、学習課題、結論などが同一のものではなく、個々の子どもが自分に適したものを選択できる新たな授業形態に取り組むことで、一斉授業の強み弱みを教員と子どもが理解することが大切である。

そのために、様々な授業形態を個々の得意に応じて選択できる学習方法や学習形態を組み合わせるなど、子どもが学ぶための最適な方法や形態を常に考え、日々の授業を行う。

⑤ 各種調査等を活用した検証改善サイクルの確立【小中】

管理職は、本市の総合的な学力について全教職員で共有する体制を構築するとともに、学校教育目標の達成に向けて、総合的な学力育成の実現状況の視点で検証改善分析シート等を活用し、学力調査結果等を組織的に分析するほか、保護者や地域の方と学校教育目標の実現状況について共有するなど、学校の総合的な学力の育成における検証改善サイクルを確立する。

また、教員は、各種学力調査結果等から個々の子どもの学習状況の把握や分析を行い、成果や課題などについて、子どもや保護者と共有し、個々の子どもの資質・能力に応じたアドバイスを行うほか、教員はこれまでの自身の授業についての振り返りを行い、今後の授業改善につなげる。

◇教育課程の充実

① 適切な教育課程の編成と実施状況等の組織的な点検・把握【小中】

学校教育目標の達成をめざし、育成をめざす資質・能力を全教職員で共通理解し、適切な教育課程を編成する。学習指導要領の学習内容や、義務教育9年間を見通しためざす子ども像（「小中一貫グランドデザイン（全体構想）」）等を踏まえた年間指導（評価）計画を作成するとともに、授業時数や進捗状況等を点検・把握し、指導すべき内容を指導するために必要な年間標準授業時数を確実に確保する。

② 妥当性・信頼性の高い学習評価を実施するための組織的な取組の推進【小中】

学習指導要領等を踏まえた教育活動の一層の充実をはかるとともに、評価規準や評価方法について事前に教員同士で検討したり、評価に関する実践事例を蓄積し共有したりするなどし、評価に係る教員の力量の向上を図るための組織的・計画的な取組を進める。

児童生徒や保護者に対し、評価に関する仕組み等について事前に説明したり、評価結果について丁寧に説明し

たりするなど、評価に関する情報を提供し、児童生徒や保護者の理解を図る。特に中学校においては、定期考査等の問題作成や配点・採点基準の決定について、組織的・計画的に検討し、生徒・保護者からあらゆる疑念も持たれないよう、適切な実施を徹底する。

③ 全教職員の参画による「カリキュラム・マネジメント」の充実【全】

各学校の教育目標や中学校区における義務教育9年間を見通しためざす子ども像（「小中一貫グランドデザイン（全体構想）」）をもとに、学校として育成をめざす資質・能力を全教職員で共有する。めざす子ども像の実現のために、子どもの実態等を踏まえて教育内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的に教育の質的向上を図る。

また、教科等の年間指導（評価）計画を評価・検証し、次年度に向けた改善を行うなど、教育課程の評価・改善に継続的に取り組む。

④ 高学年における教科担任制の推進【小】

小学校高学年の外国語、理科、算数、体育を中心とした各教科において、各校の実態に応じ専科教員や学級担任間の授業交換による教科担任制を実施する。教員の適性を生かしたより質の高い授業を実施することで、児童の学習内容の理解度・定着度の向上を図るとともに、系統的な指導を行うことにより、中学校への円滑な接続を図る。

◇家庭学習習慣の形成

① 「学習の個性化」を図る家庭学習の充実【小中】

教員は、授業での学習のまとめ・個々の子どもの学習の振り返りの交流等をもとに、児童生徒が新たな疑問や課題を設定できるよう、教員は授業展開や授業形態を工夫し、子どもが抱いた新たな疑問や課題を家庭学習につなげる。

また、授業の導入段階において、子どもが授業と関連付けて学習内容や学習方法を選択し家庭で取り組んだ学習を取り上げるなど、家庭学習と授業のつながりを意識できるように工夫する。また、なぜ家庭学習をするのかを子どもとともに考え、子ども自身が目的意識をもって取り組むことができるようにすることが肝要である。

学校は、家庭学習の充実に向け、教員は児童生徒用パソコンの持ち帰りや自学自習ノートの活用、自学自習ノートの校内掲示など、子どもの実態に応じて工夫して取り組む。児童生徒用パソコンの持ち帰りの際、ネット環境の整っていない家庭がある場合は、オフライン上でのドリルコンテンツの活用に加え、例えば、リコーダー等の練習、体育の表現活動の練習、図工や美術において身の回りの造形物の鑑賞等を撮影し、学校で共有することを行う。また、自主学习として調べたことを動画やプレゼンテーションソフトを活用することなども考えられる。

② 「家での7つのやくそく」の推進【小中】

規則正しい生活習慣や学習習慣を身に付け、自分の行動を自分で律する力をつけるため、毎月7のつく日の「家での7つのやくそくデー」の啓発（堺市 HP 掲載）や「家での7つのやくそくチェックリスト（長期休業前）」を活用する。

◇学力低位層への支援

① 系統性を意識した指導の充実【小中】

教員は、全国学力・学習状況調査等の結果分析をもとに市教委が作成した「分析のしおり」などを参考にしな

がら、学力低位層の子どもたちが、どこでどのようにつまづいているのか、どのようにその内容がつながっていくのかを意識して日々の授業を行うことが重要である。

② ICT 活用のデータを生かしたカリキュラムの改善【小中】

教員は、学習コンテンツの活用から明らかになった、学習内容のつまづき状況などをもとに、基礎学力の定着に向けたカリキュラム改善を意識することが大切である。例えば、学習コンテンツの自校での正誤状況をもとに、研究授業を計画したり、授業で学び直しの機会を設けたりするなどが考えられる。

③ 効果的な少人数指導の充実【小中】

小学校3～6年での国語・算数・理科、中学校全学年での国語・数学・理科・英語において、ティーム・ティーチング、学級や学年を分割した均等分割、習熟度別指導等の少人数指導を、児童生徒の学習状況に応じて、効果的に実施することで、個に応じたきめ細かな指導の充実を図る。

習熟度別指導等加配配置校は、小学校算数では配置学年において年間指導計画時数の30%以上を習熟度別指導で実施すること、中学校数学・英語では主たる配置学年において年間標準授業時数の30%以上を習熟度別指導で実施する。

◇「子ども堺学」の推進

①「子ども堺学」の取組の推進【小中】

各校区の歴史・文化・自然などの特徴を生かし、「堺（地域）を学ぶ」「堺（地域）で学ぶ」、「子ども堺学」のカリキュラムの実施に向けて、地域の教育資源を活用し、中学校区で一貫した取組を推進する。

総合的な学習の時間では、「子ども堺学 学習プログラム」を活用し、「子ども堺学」の視点を踏まえた探究的な学習活動を展開する。

②世界文化遺産学習の推進及び副読本の効果的な活用【小中】

「堺市世界遺産学習ノート」や「わたしたちのまち堺」（小学校社会科副読本）、「わたしたちの堺」（中学校社会科副読本）等や地域の人材を効果的に活用することで、郷土を愛するとともに、多様な文化を尊重し、それらの文化を将来へ継承するためにどうすべきかを考え、実行する人材を育成する。

◇学校図書館教育の推進

①学校図書館の整備推進と計画的活用【小中】

司書教諭等の学校図書館担当教員と、学校司書が連携を図り、学校図書館の環境整備に取り組む。また、国が定める「学校図書館図書標準」に基づき計画的に図書整備を進める。

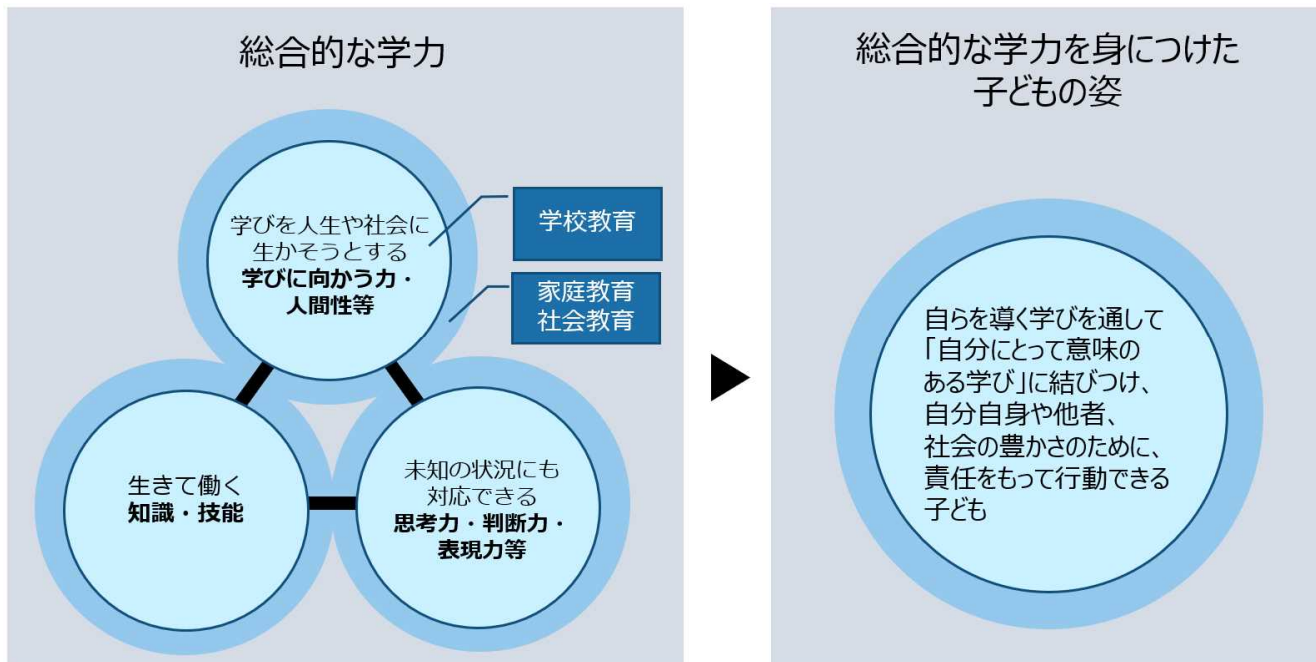
新聞については、小学校で1紙分、中学校で3紙分（拡充）、高等学校で3紙分（拡充）を予算措置しており、児童生徒が手にとって読むことができるよう、新聞を学校図書館に配備し、有効に活用する。

並行読書・調べ学習等を各教科の年間指導（評価）計画に組み込み、課題解決的な学習や探究的な活動の一助とするなど、学校図書館を読書センター・学習センター・情報センターとして有効活用する。

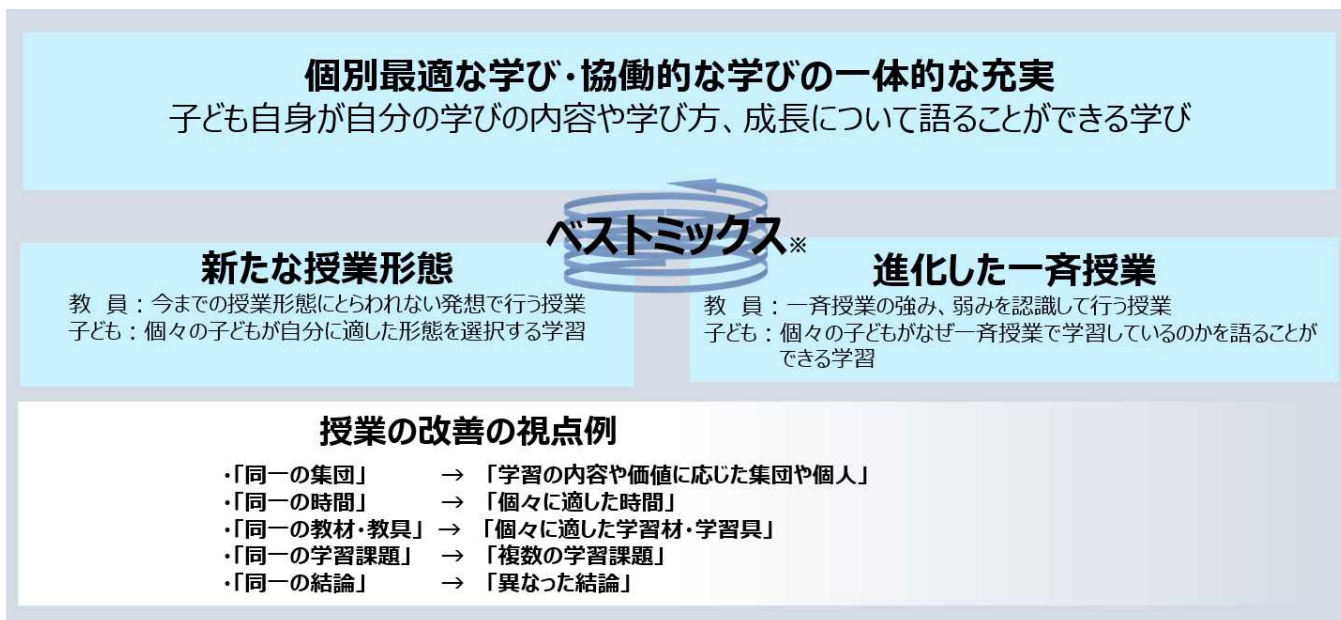
本市で育成をめざす資質・能力「総合的な学力」について

学習指導要領で示された子どもたちに必要な3つの資質・能力をふまえ、これまで本市で育成をめざしてきた「総合的な学力」との関係を整理し、「個人や社会の豊かさの実現に向けて、学んだことを学校教育だけでなく、家庭教育や社会教育においても実社会と結び付けて発揮できる力」を「総合的な学力」と定義した。

また、総合的な学力を身に付けた子どもの姿を「自らを導く学びを通して『自分にとって意味のある学び』に結びつけ、自分自身や他者、社会の豊かさのために、責任をもって行動できる子ども」とした。



子どもが学ぶための最適な方法や形態を考えた授業づくりについて



※ICTの活用を前提として、学習の集団や学習の時間、学ぶ順番、使用する教材・教具、学習課題、結論などが同一のものではなく、個々の子どもが自分に適したものを選択できる新たな授業形態に取り組むことで、一斉授業の強み弱みを教員と子どもが理解し、様々な授業形態を個々の得意に応じて選択できるといった授業の質の改善を図る。

基本施策 2 グローバルに活躍できる力の育成

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
中学卒業段階で CEFR A1 レベル(英検 3 級)相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合 (英語教育実施状況調査)	中学校 46.2%	中学校 75%※
「英語を使ってコミュニケーションを図りたいと思う(当てはまる・どちらかといえば当てはまる)」と答えた児童の割合 (堺市教育委員会調べ)	小 6 78.0%	小 6 80%

※令和3年度に目標値を達成したため、目標値を75%に上方修正。

■主な取組

◇グローバル化に対応した人材の育成

① 国際理解教育・多文化共生教育の充実 【小中】

校長のリーダーシップのもと、国際理解教育担当を中心に、相互理解に基づく多文化共生という観点をもち、互いの違いを認め、共に生きていく力や国際社会の一員として主体的に行動できる資質・能力の育成に努める。

◇英語教育の充実

① 小学校における外国語教育の充実【小】

ネイティブ・スピーカーの派遣や ICT 等の活用を通して、外国語教育の充実を図る。特に、「聞く」「話す」活動における ICT 等の積極的な活用は児童の言語活動にとって有効である。

「外国語活動」(中学年)においては、「聞く」「話す」の音声を中心とした活動を通じて、外国語に慣れ親しみ、外国語学習への意欲を高め、外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

また、「外国語」(高学年)においては、中学年の学びを土台に、「聞く」「話す」に加え、「読む」「書く」活動をとおして、自分の考えや気持ちを伝え合うことができる基礎的な技能を身に付ける。

② 中学校における英語教育の充実【中】

英語で自分の考えなどを表現し、伝え合う力を高める。授業では、英語で互いの気持ちや考えを伝え合う対話的な言語活動を行い、生徒が外国語によるコミュニケーションの目的や場面、状況などを意識し活動することで、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を育成する。

なお、生徒が英語に触れる機会を最大限に確保するために、授業は英語で行うことを基本とする。

また、小中学校の指導事項等をもとに、共通点や相違点を理解し、中学校区ならではの英語教育の特色を意識したカリキュラム・マネジメントや授業改善に努める。

◇「子ども堺学」の推進（再掲）

①「子ども堺学」の取組の推進（再掲）【小中】

各校区の歴史・文化・自然などの特徴を生かし、「堺（地域）を学ぶ」「堺（地域）で学ぶ」、「子ども堺学」のカリキュラムの実施に向けて、地域の教育資源を活用し、中学校区で一貫した取組を推進する。

総合的な学習の時間では、「子ども堺学 学習プログラム」を活用し、「子ども堺学」の視点を踏まえた探究的な学習活動を展開する。

基本施策 3 超スマート社会 (Society5.0) で活躍できる力の育成

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
児童生徒の ICT 活用を指導する能力があると考え 教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	76.6%	100%
インターネットやゲームなど、情報をやり取りする ときのルールやマナーを守ることができる児童生徒 の割合 (堺市教育委員会調べ)	—	小6 100% 中3 100%

■主な取組

◇ICT を活用した授業改善の推進及び情報活用能力の育成

① ICT を活用した授業改善の推進及び情報活用能力の育成【小中高支】

授業において ICT を活用する際は、活用すること自体が目的となることのないよう、なぜ ICT を活用することが有効なのかを十分理解したうえで授業を行う。

個々の子どもが「今なぜその方法で学習しているのか」や、「自分に合った学びができているのか」といったことを語るができるのかをイメージし、ICT を活用しながら「個別か協働か」を子ども自身が決めることができるように授業改善を行う。

そのために、教員が教えたい情報を子どもに教えるという授業だけではなく、教員も子どもも等しく情報にアクセスする授業を行う。具体的には、個々の子どもから生まれる個性的な学びを支える手段の一つとして、子ども自身が自分の学びに合わせて ICT の活用を選択できる授業を行う。その際には、教科の本質や系統性を意識した教材観を意識することが肝要である。

また、ICT の活用による学習履歴を生かした授業改善やカリキュラム改善を行う。

1人1台環境において、子どもたちが積極的に児童生徒用パソコンを活用して、必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる情報活用能力の育成に努める。その取組について「学校力向上プラン」の評価項目に位置付ける。

◇プログラミング教育の充実

① プログラミング教育の充実【小中支】

「超スマート社会 (Society5.0)」を担う子どもたちは、将来どのような職業に就くとしても「プログラミング的思考」が求められる。また、高等学校の新学習指導要領において情報科の科目が再編され、全ての生徒が履修する「情報 I」が新設されたことにより、プログラミングやデータ活用の基礎等の内容が必修化され、令和7年の大学入試共通テストにおいて出題されることとなった。

このことを踏まえ、義務教育段階から円滑に接続できるよう、児童生徒用パソコンとプログラミング教材を活

用し、プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を含む情報活用能力の育成を図る。

◇情報モラル教育の推進

① 情報モラルに関する指導の推進と啓発【小中】

児童生徒が学校にスマートフォン・携帯電話を持ち込むことは、原則として禁止する。

「ネットいじめ」やインターネット上のトラブル等を未然に防ぐため、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルに関する指導を適切に実施する。

「堺市立学校スマホ・ネットルール5 “まもるんやさかい”」等を活用し、PTAと連携しながら各家庭に対してスマートフォン等の使用のルールを周知し、フィルタリングサービスの利用等に関する啓発を積極的に行う。

◇ICTを活用した家庭学習支援

① ICTを活用した家庭学習支援【小中】

児童生徒用パソコンを家庭に持ち帰り、個別最適な学びにおける「学習の個性化」を図る家庭学習の充実の一つとして、学校で配信した課題やドリルコンテンツに取り組む。ネット環境が整っていない家庭がある場合は、オフライン上でのドリルコンテンツの活用に加え、例えば、リコーダー等の練習、体育の表現活動の練習、図工や美術において身の回りの造形物の鑑賞等を撮影し、学校で共有することなどを行う。また、自主学習として調べたことを動画やプレゼンテーションソフトを活用してまとめたりすることなども考えられる。

感染症等による臨時休業が生じた際は、ICTを活用し、児童生徒と連絡をとったり、学習を進めたりするなど、児童生徒の心のケアと学びの保障を最優先に考え、最大限、可能な限り取組を充実させる。

基本施策 4 豊かな心の育成

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「自分にはよいところがある(当てはまる・どちらかといえば当てはまる)」と答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 83.1% 中3 73.2%	小6 90% 中3 90%
「人が困っているときは、進んで助けている(当てはまる・どちらかといえば当てはまる)」と答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 89.3% 中3 85.4%	小6 94% 中3 90%

■主な取組

◇人権教育の推進

① 人権尊重の精神に立つ学校園づくり【全】

教育活動全体を通じて、多様性を認めあい、全ての子どもが自らの人権が尊重されていることを実感できる学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組む。それを基盤に、子どもたちの望ましい人間関係を形成し、自他の尊重や実践力を養う学習活動を行う。

② 校園種間の連携を見通した教育課程の編成【全】

教育活動全体を通じて、意図的・計画的に人権教育を実施するため、各学校園の実態や子どもの発達段階に応じた教育課程を編成する。その際、様々な人権課題の解決に向け、関係法令等の趣旨をふまえ、人権に関する知的理解と人権感覚の育成をバランスよく取り入れた年間計画を作成し、生活と結びつく人権教育を校園種間連携のもと、系統立てて行う。

③ 人権教育推進のための指導方法の工夫と、「人権教育教材集・資料」等の積極的な活用【全】

人権課題をテーマにした授業や人権課題の解決につながる学習を展開する際、子どもの「協力」「参加」「体験」を大切にするなど、子どもの発達段階に応じた指導の工夫を図る。また、大阪府教育委員会作成の「人権教育教材集・資料」や、本市作成の「堺版人権教育教材集・資料集」「指導資料(人権教育研修動画・学習指導案)」等を積極的に活用し、取組の深化・充実を図る。

④ 校園内推進体制の確立【全】

校園長のリーダーシップのもと、人権教育推進担当を中心に、教職員が一丸となって人権教育に取り組む体制を整える。人権教育の目標設定、指導計画の作成や教材の選定・作成、研修の企画立案などの取組を、組織的・継続的に行う。

⑤ 家庭・地域との連携【全】

家庭・地域へ積極的に取組を公開し、人権教育に対する理解促進、協力関係を構築する。子どもが肯定的に受容される基盤づくりを行い、人権に関する知的理解の深化や人権感覚の育成につなげていく。

◇学校・家庭・地域が一体となって取り組む道徳教育の推進

①「考え、議論する道徳」に向けた指導・評価の工夫・改善【小中】

児童生徒が自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方について考えを深められるよう、授業の質的転換を図る。

本時のねらいの明確化、児童生徒が考える時間や意見交流する時間の設定など、発問や授業の構成を吟味し、ねらいを達成するための適切な指導を行い、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉え、組織的・計画的な評価を推進する。

②道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実【小中】

校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に、「めざす子ども像」を明確にし、組織的に道徳教育を展開できるよう指導体制を充実させる。道徳教育の全体計画に基づく年間指導計画を作成する際には、校長や教頭の参加による指導や、他の教員との協力的な指導などについて工夫し、学校や学年として一体的に指導を進める。

◇「堺・スタンダード」を軸とした豊かな情操を育む取組の充実

①堺・スタンダードとして、全学校で「あいさつ」「朝読」「茶の湯体験」に取り組む【小中高】

堺・スタンダードとして、全校であいさつ運動に取り組み、その充実を図る。

学校図書館に「子ども堺学コーナー」を設置し、「子ども堺学」の調べ学習に活用できる蔵書の充実を図るとともに、朝の読書活動を実施し、児童生徒の読書に対する意識の向上を図る。

千利休生誕の地・堺に育つ子どもたちが、自国の伝統文化を知るとともに、「もてなしの心」や人とのかかわり方を学び、豊かな心を育むことをねらいとして「茶の湯体験」を実施する。また、校外学習で「大仙公園日本庭園」「利品の杜」等の活用を検討する。

基本施策 5 健やかな体の育成

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
体力テストの堺市の平均値(全国を100とした場合) (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小5 98.3 中2 95.4	小5 102 中2 102
「朝食を毎日食べていますか」という設問に対し 「全くしていない」「あまりしていない」と答えた 児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 5.8% 中3 9.2%	全国値以下

■主な取組

◇体力向上に向けた取組の充実

① 体力向上のための計画的な取組【小中】

「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果等の分析・検証により、体力・運動能力等の課題を把握する。また、課題改善に向けた自校の体力向上の取組を全教職員で確実に実施する。

体力向上やスポーツに対する教職員、子ども自身の意識高揚を図る。

② 運動の楽しさを実感できる授業改善【小】

新学習指導要領の改訂のポイントである、「運動が苦手な児童や運動に意欲的ではない児童への指導の在り方に配慮すること」を踏まえ、体を動かすことの心地よさや運動の楽しさを実感できるような授業を展開するために、「小学校体育指導の手引」を積極的に活用する。

③ 「堺スポーツチャレンジランキング」へ参加し、運動習慣の確立を図る取組を推進【小】

全ての小学校が「堺スポーツチャレンジランキング」へ積極的に参加し、敏捷性、持久力等の向上に効果のある「大縄を活用した運動」に取り組み、運動習慣の確立を図る。

④ 小中一貫した中学校区での運動やスポーツに親しめる環境づくり【小中】

各中学校区で、学校力向上プランを活用し、中学校保健体育科教員と小学校教員が体力の現状等を共有し、相互に体育の授業を見学・交流する等、義務教育9年間を見通した体育指導の充実に努める。

また、体力向上に向けて家庭・地域と連携した取組を推進するなど、子どもたちが運動に親しむ機会の充実や運動する習慣、意欲、能力を高める環境づくりに取り組む。

◇部活動の活性化の支援

① 部活動の充実と活性化【中高】

「体力向上・部活動推進事業」や「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって -」の積極的な活用、指導者研修会への主体的な参加等により、部活動参加生徒の自尊感情の高揚につながる活動内容の充実や指導方法の工夫・改善、活性化を図り、安全で魅力ある部活動を実施する。

② ノークラブデーの設定【中高】

運動部活動については、スポーツ医・科学の観点から、スポーツ障害や、興味・意欲が低下して起こるバーンアウトが生じないように十分留意すること。また、文化部の長時間に及ぶ活動についても課題となっていることから、「ノークラブデー」の設定を明確にする等、適切な指導計画を立て、心身のリフレッシュや疲労回復につながる取組を一層推進する。

「ノークラブデー」は、平成30年度に改訂した「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって -」を踏まえ、学期中は、週当たり平日1日、土日1日の計2日以上以上の休養日を設ける（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える）。また、長期休業中は学期中に準じた扱いを行い、ある程度長期の休養期間を設ける。

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

◇保健指導の推進

① がんに関する教育の実施【小中】

小学6年と中学2年を対象に、健康教育の一環として、「がんに関する教育【第3版】指導資料」等を活用し、がん予防の啓発や望ましい生活習慣を身に付けさせる。

② 学校保健委員会の活性化【全】

子どもたちの健康課題について実態把握を行い、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、家庭、地域の関係機関等と連携し、学校の健康課題について協議し、指導助言等を踏まえたうえで、保健教育の充実を図る。

また、子どもたちが健康で安全な学校生活を送ることができるよう、学校医・学校歯科医・学校薬剤師や家庭、地域の関係機関等と連携し、学校保健、学校安全等についての取組を推進する。

◇食育・睡眠教育の推進

① 組織的・計画的な食育の推進と評価【全】

食に関する指導について、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じ、学校教育活動全体を通じて主体的に行動できる子どもを育成するために組織的・計画的に推進する。また、実施状況やその成果について定期的に評価を行い、取組の改善を図る。例えば、「学校力向上プラン」（自己評価、学校関係者評価）に食育に関連する項目を位置づけ（※）たり、「食に関する指導の全体計画」内の成果指標や活動指標の達成状況を定期的に評価したりし、食に関する指導の実施状況や成果・課題について教職員が共通理解を図り、食に関する指導に全教職員で取り組む。

(※) 自己評価、学校関係者評価の両方、もしくはそのいずれかに食育に関連する項目を位置づける。

(参考) 学校力向上プランの項目と食育との関連の整理 (特に関連が深い内容のみ記載)

項目	「具体目標」、「具体的な取組」において、食育に関連するキーワード	食育の視点
健やかな体	生活習慣、食生活、朝食、体力、健康、7つのやくそく (早寝早起き、朝ごはん)	①食事の重要性 ②心身の健康 ③食品を選択する能力 等
豊かな心	豊かな人間性、社会性、人間関係、協力、あいさつ、生命の尊重、文化の尊重、マナー、7つのやくそく (家族との対話)	④感謝の心 ⑤社会性 ⑥食文化 等
地域協働	教育活動について学校 HP 等において情報発信 (健康教育・食育・学校給食についての情報発信、献立表、食通信の配付等を想定)	上記視点①～⑥のすべて

② 睡眠教育「みんなく」の推進【全】

医学的に必要とされる睡眠時間は、小学生で9～10時間、中学生で8～9時間とされており、令和2年度堺市「子どもがのびる」学びの診断及び令和3年度CBTによる堺市学習・生活状況調査結果によると、必要睡眠時間が確保されている児童生徒の割合は、小学校6年生でR2 28.7% → R3 45.7% (22時までで就寝)、中学校2年生でR2 33.7% → R3 39.1% (23時までで就寝) となっている。

睡眠時間が短くなる要因として、ゲームやパソコン、スマートフォン等の長時間使用があげられ、同調査でもこれらの使用時間が長くなるにつれ、睡眠時間が短くなっている。

児童生徒の睡眠改善には、睡眠の大切さやスムーズに寝るための方法などを伝えるとともに、ゲームやパソコン、スマートフォン等の使用方法を考えさせることが大切である。

睡眠の乱れが子どもたちの健康障害を引き起こし、学習意欲の低下、情緒不安定につながるという医学的根拠や研究データを踏まえ、引き続き各校において睡眠教育「みんなく」を軸に「家での7つのやくそく」の定着を図る。

基本的な取組として、児童生徒の睡眠実態を把握するとともに、睡眠に関する知識を学ぶ授業や個別面談等を進める。また、幼児児童生徒の睡眠改善は、保護者や地域の協力が欠かせないことから、PTA や自治会等と連携し、幼小中連携等により中学校区で啓発を行う。

部活動の充実に向けて

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、生徒がスポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連を図る。

◆自尊感情の高揚と個性の伸長

子どもの自尊感情を高め、自主性・主体性を尊重し、個性の伸長を図るため、望ましい活動日数・活動時間を検討し、生徒の能力に応じた練習計画を立て、計画的に実施する。なお、各部活動の年間活動計画及び毎月の活動計画は学校で適切に保管・管理すること。

◆安全で安心な活動環境づくり

常に子どもの体調管理、施設点検・用具点検に努め、安全に活動するためのルールやきまり等が確実に実行されるよう、日ごろから周知徹底した指導を行うなど、安全で安心して活動できる体制・環境づくりに取り組む。

◆ノークラブデーの設定

生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、「ノークラブデー」の設定を明確にし、心身のリフレッシュや疲労回復につながる取組を一層推進する。

◆専門的指導力の向上

他校との交流や外部人材の活用を含めた地域との連携を積極的に行い、各種目における専門的指導力の向上に努め、効果的で充実した活動を展開できるよう心がける。

◆望ましい人間関係の構築と責任感・規範意識の高揚

子ども同士の望ましい人間関係の構築を図り、集団の一員としての責任感・連帯感を培い、あいさつやルールの遵守を通して、規範意識の高揚に努める。

◆基礎的な知識・技能の習得と体力・健康の増進

子ども一人ひとりの目的に応じた適切な練習内容の設定により、知識の習得や体力・専門的技能の向上及び生涯に向けた健康的な生活習慣の実現を図る。

◆部活動ハンドブックの積極的な活用

部活動の意義をはじめ、安全管理や発育・発達段階に応じた適切な指導方法、種目別事故防止ガイドライン等を記載した「ハンドブックー部活動を指導するにあたってー」を学校ホームページに掲載した上で、積極的に活用し、充実した部活動を展開できるように努める。

○部活動を含め、学校における体罰等を防止するためには、個々の教職員の人権尊重に関する意識を高め、学校として体罰やセクシュアル・ハラスメントを「しない」、「させない」、「許さない」という風土を校内に醸成することが重要である。平素から児童生徒が不安や悩みを相談しやすい体制を整備し、児童生徒の学校生活の状況の把握に努めるとともに、教職員間で互いに「注意する」「指導する」「助言する」ことができる開かれた組織を確立する。

○体罰やセクシュアル・ハラスメントに係る相談窓口の設置及びその趣旨について、子ども・保護者に対し周知徹底する。

基本施策 6 特別支援教育の推進

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「特別支援教育研修及び校内外研修等により、教員の特別支援教育に関する専門性や指導力が向上している(当てはまる・どちらかと言うと当てはまる)」と答えた学校園の割合 (堺市教育委員会調べ)	—	100%

■主な取組

◇インクルーシブ教育システムの構築をめざす取組、支援体制・相談機能及び通級指導教室の充実

① 障害の状況に応じた指導の充実【小中支】

支援学級、支援学校、通級指導教室で学ぶ子どもの障害の状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫、切れ目ない支援の実施、指導の核となる自立活動の充実、合理的配慮の提供等を安全で安心できる校内体制のもと、計画的、組織的に行う。「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を活用する。

② 特別支援教育コーディネーターを核とした校内外委員会の機能の充実【全】

特別支援教育コーディネーターは校内外委員会の運営・推進、関係機関との連携を行う。また、保護者にその存在を周知し、相談窓口となる。

校内外委員会では、特別支援教育コーディネーターが研修等で学んだことを活かし、障害のある子どもに対する具体的な支援の方法や合理的配慮の提供等を検討する。

③ 就学相談・進学相談の充実【小中】

小学校を窓口とする就学相談及び中学校への進学相談を実施する。中学校への進学相談は、小中連携に基づく情報共有及び相談を実施する。いずれの相談においても、教員と子ども及びその保護者との信頼関係を構築し、互いに理解し合うことを心がけながら丁寧な話し合いによる合意形成や支援の充実に努める。

④ 通級指導教室と連携した指導の充実【小中】

通級指導教室での指導・支援を一層充実させ、通級指導教室における学びが通常の学級においても生かされるよう、学校体制の充実を図る。

⑤ 発達障害児への指導・支援の充実【全】

発達障害の特性の理解や、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり・集団づくりを行う。

⑥ 自立につながる ICT の活用【小中支】

障害のある子どもの学習や生活上の困難さに対する支援や、障害特性を考慮した指導を充実させるため、ICTを活用する。

⑦ 支援学校との交流及び共同学習の促進【支】

支援学校に在籍する子どもの居住地校交流や支援学校との交流及び共同学習を促進する。

◇特別支援教育における教員の専門性や指導力の向上

① 障害のある子どもの理解、適切な指導や必要な支援の充実【全】

特別支援教育コーディネーターを中心として校内研修を組織的に計画し、教員の障害への理解、支援学級担任研修等の共有、支援を必要とする子どもの在籍する学級集団への指導法など、教員の専門性の向上等に努める。

② 支援学校のセンター的機能の発揮【支】

支援学校の専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育の充実に努める。

③ 支援学校のセンター的機能の活用【幼小中高】

支援学校のセンター的機能の一つである教育相談を活用し、障害のある子どもの教育的ニーズに対応する。教員の特別支援教育に対する理解を深めるため、支援学校と連携する。

基本施策 7 つながる教育の推進

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
スタートカリキュラムを編成・実施後に、評価改善を行っている小学校の割合 (堺市教育委員会調べ)	19.6%*	100%
前年度までに、近隣等の小中学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行った学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校 59.8% 中学校 69.8%	小学校 62% 中学校 72%
「堺高校の進路指導は充実している(よくあてはまる・ややあてはまる)」と回答した生徒の割合 (学校調べ)	高3 79%	高3 90%

■主な取組

◇幼児教育と小学校教育の連携・接続の強化

① 幼保小合同研修会への参加とカリキュラム・マネジメントの推進【幼小】

幼児教育と小学校教育の相互理解の促進を図るため、各小学校園に幼小連携担当を位置付け、幼保小合同研修会に参加し、情報交換やグループワーク等を通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や、互いの教育課程についての理解を深める。

幼稚園においては、各園が設定した「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育課程を編成・実施する。特に、5歳児後半については、「幼児教育堺スタンダードカリキュラム」に示す「接続期に大切にしたい5つの生活と遊び」も踏まえつつ、生活への見通しをもたせることや、協働して遊ぶ体験を積み重ねることを重視する。また、幼児理解に基づき、教育課程の実施状況を評価し、改善を図るカリキュラム・マネジメントを推進する。

小学校においては、幼児期の学びへの理解を深め、特に小学校入学当初において、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割を設定する等、スタートカリキュラムを編成する。また、入学後の児童の実態に応じて指導計画を修正する等、その実施状況を評価する機会をもち、適宜改善を行う。

その他、教育課程に幼児教育・保育施設との交流活動を位置付け、地域の5歳児が小学校に興味・関心を持つことができるよう「ワクワクひろば」の充実を図る。

* 学習指導要領移行期における参考値を示しています。

◇幼児教育センター機能の充実と公立幼稚園の研究実践機能の強化

① 公立幼稚園の研究実践機能の強化【幼】

幼稚園教育要領に基づくスタンダードな教育を着実に実施するとともに、配慮を必要とする幼児への支援のあり方等、市全体の課題やニーズを踏まえた実践的な研究や先導的な取組を行い、地域の研究実践の拠点として、幼児教育センターと連携しながらその成果の蓄積と発信を行う。

◇全中学校区における小中一貫教育の充実

① めざす子ども像の共有及び評価改善による小中一貫教育の推進【小中】

学習指導や生徒指導の傾向や課題をもとに、中学校区で義務教育9年間のめざす子ども像「小中一貫グランドデザイン（全体構想）」を共有するとともに、各学校において「具体目標」を学校力向上プランに位置づける。具体目標をもとに、「評価項目」「判断基準」を設定し、「進捗状況」「自己評価」「関係者評価」等を通して、検証改善サイクルを確立し、めざす子ども像の実現に向けた取組を実施し、小中一貫した教育の推進に努める。

② 小中一貫教育推進体制のより一層の強化【小中】

小中一貫教育担当教員や生徒指導主事、研修主任等を軸に、中学校区で小中一貫教育推進の組織づくりを進める。学期に1回以上中学校区で研修会や会議を開催し、中学校区の課題を共有し、課題解決に向けて具体的な取組を推進する。

また、同一中学校区の小学校が情報を共有する機会を計画的に設け、中学校区のめざす子ども像の実現に向けた取組を推進する。

③ 「キャリア・パスポート」を活用した系統的なキャリア教育の推進【小中高】

児童生徒が社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力を身に付けることができるよう、特別活動を要とし、各教科等の特質に応じて、系統的なキャリア教育の充実を図る。

自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、自己実現につなげるため、キャリア・パスポートを活用する。

中学校では、本市の伝統的・特徴的な職業を理解させるとともに、職場体験学習につなげるよう、中学1年生で「キャリアマップ」を効果的に活用する。

◇ゆめを実現する高等学校教育の推進

① 生徒の創造性、独創性を高める指導法、教材開発の取組【高】

生徒の学習意欲を高め、自己のキャリア形成の方向性と関連付けて、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習を振り返ることのできる、「主体的な学び」を実現させる。

各教科における研修を充実させるとともに、教科横断的な学びや「主体的・対話的で深い学び」について、学校としての考え方を整理し、指導事例を共有しながら教育の質を向上させる。例えば、「数学的な見方・考え方」を、物事を捉える視点や考え方と関連付けて考え、理解の質を高められるような教材や指導法について開発・研究する。

② 学校力・教師力の向上【高】

教職員一人ひとりが新学習指導要領等の趣旨を理解し、教育活動の質を高めるカリキュラム・マネジメントの

確立を図り、探究的な学びを充実させる。

教職員は、人権に関わる知的理解と豊かな人権感覚が求められる。校内研修等で自己研鑽を重ね、様々な人権課題に対応する力を身に付ける。

③ 豊かな人間性・心身の健康の育成【高】

それぞれのゆめを抱く生徒が相互に交流し、切磋琢磨しながら、「総合的な学力」を育成し、高い知性・豊かな人間性・心身の健康の育成を推進する。

中学生やその保護者に「堺高校のよさ」を周知し、唯一の市立高等学校として、創造力豊かな人材の育成を図る。

生徒の自尊感情を醸成し、人権の大切さを理解させ、実生活とつながる人権教育を充実させる。

④ 新学習指導要領への対応【高】

令和4年度から新学習指導要領が年次進行で実施されていることから、適切な教育課程の編成を行うとともに、学習評価の改善について、教員一人ひとりが教育課程説明会や校内研修などの様々な機会をとらえ、その内容理解に努める。

⑤ 地域に貢献する学校づくりの推進【高】

「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域の学校、企業などと連携・協働しながら、生徒に育成すべき資質・能力を育み、堺を愛し、堺に誇りをもち、地域貢献できる人材を育成する。

⑥ 高大接続と進路指導の充実【高】

高大接続の見直しを持ち、教育課程を適切に編成・実施し、改善を図り、指導や評価を充実させる。

高等学校卒業後の生徒の姿を見直し、学校教育と社会との接続を意識した改善・充実を進める。

知識の理解の質を高め、思考力・判断力・表現力の指導をより一層充実させ、大学入学共通テスト等に対応する。

生徒一人ひとりに対応した進路指導（各教科指導、小論文、面接等）の充実を図る。

⑦ 義務教育段階との円滑な接続の推進【高】

義務教育での学びの状況を踏まえたうえで、高等学校教育に円滑に接続できるよう、指導方法の改善・充実に努める。

⑧ 特色ある定時制教育の推進【高】

必要に応じて学び直しの視点を踏まえた教育課程を編成するとともに、生徒の各専門分野の技術・技能の習得と各種資格取得に対する支援を積極的に行う。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

(1)健康な心と体	幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
(2)自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
(3)協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
(4)道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
(5)社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
(6)思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
(7)自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にしたい気持ちをもって関わるようになる。
(8)数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
(9)言葉による伝え合い	先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
(10)豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

(平成 29 年告示 幼稚園教育要領より)

基本施策 8 学びの機会の確保

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
不登校児童生徒のうち、学校内外の専門機関等 [※] での 相談・指導等を受けた人数の割合 (堺市教育委員会調べ)	59.6%	100%

<参考指標> 不登校児童生徒数(千人当たりの児童生徒数)

現状値(令和元年度): 小学校 7.7 人、中学校 30.8 人(堺市教育委員会調べ)

■主な取組

◇不登校、病気療養児童生徒等への支援の充実

① 不登校の効果的な支援【小中高支】

令和3年度、本市の不登校児童生徒数及び千人率は、小学校、中学校ともに増加している。

不登校児童生徒数の減少に向けては、新たな不登校が生じないような魅力ある学校づくりを行うとともに、不登校を長期化させないための初期対応の充実、長期的に欠席している児童生徒への社会的自立をめざした支援を強化する必要がある。

不登校の効果的な支援として、授業改善による「どの子もわかる授業づくり」に取り組むとともに、児童生徒との信頼関係を築くことや児童生徒相互の望ましい人間関係を育てることを通して、居場所づくりや仲間づくりなどの取組を進める。

また、休み始めた児童生徒や長期的に欠席している児童生徒が、どのような状態にあり、どのような支援を必要としているか、「不登校対策委員会」等で見極めを行い、「だれが・いつ・どのような関わりをすべきか」について検討すること。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、アセスメントを行った上で、適切かつ迅速に対応するとともに、組織的かつ継続的な支援体制を整える。

なお、不登校の要因として、虐待があるにもかかわらず、適切な対応が滞り、かけがえのない命をなくしている事象等が生起していることを踏まえ、欠席理由について注意を払い、虐待への適切な対応とあわせて迅速な対応が必要である。

特に、中学校1年で増加する不登校に対しては、小学校6年以前の状況にも着目し、小学校が把握している年間30日に至らない欠席状況や別室登校などの不登校の予兆を含めた状況を中学校と十分に共有するなど、小中連携による不登校の効果的な支援に取り組む。

長期の対応が必要な場合は、段階的な指導の必要性を保護者に十分説明し、理解を得ながら、別室指導や家庭訪問等の対応とともに、ICTを活用した学びの支援や、学校外の公的施設(教育支援教室等)や民間施設(フリースクール等)を活用することなどを検討する。その際、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路等を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす。

[※] 不登校児童生徒の学校復帰や学習面、生活面等について支援するために相談・指導を行う専門職や専門機関で、学校内においては養護教諭やスクールカウンセラー等、学校外においては教育支援教室や児童相談所、民間施設(フリースクール)等をさします。

◇中学校夜間学級による教育の充実

① 中学校夜間学級における教育の充実【夜中】

教育課程の基礎的・基本的な内容の定着を図るために、生徒の習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実に努める。また、高校進学等をめざす生徒に対して進路指導の充実に努める。

◇日本語指導体制の充実

① 日本語指導担当教員を中心とした指導体制の充実【小中】

日本語指導が必要な児童生徒の把握、指導に関する計画等、日本語指導担当が中心となり、「特別の教育課程」を編成する。又、国際理解教育担当や担任等と連携し、外国人児童生徒への指導や支援に努める。

◇ICT を活用した家庭学習支援（再掲）

① ICT を活用した家庭学習支援【小中】

児童生徒用パソコンを家庭に持ち帰り、個別最適な学びにおける「学習の個性化」を図る家庭学習の充実の一つとして、学校で配信した課題やドリルコンテンツに取り組む。ネット環境が整っていない家庭がある場合は、オフライン上でのドリルコンテンツの活用に加え、例えば、リコーダー等の練習、体育の表現活動の練習、図工や美術において身の回りの造形物の鑑賞等を撮影し、学校で共有することなどを行う。また、自主学習として調べたことを動画やプレゼンテーションソフトを活用してまとめたりすることなども考えられる。

感染症等による臨時休業が生じた際は、ICT を活用し、児童生徒と連絡をとったり、学習を進めたりするなど、児童生徒の心のケアと学びの保障を最優先に考え、最大限、可能な限り取組を充実させる。

基本施策9 学校マネジメント力の向上

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「学級運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、学校として組織的に取り組んでいる(よくしている、どちらかといえばしている)」と答えた学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校 94.6% 中学校 97.7%	小学校 100% 中学校 100%

<参考指標>年間勤務時間外在校等時間が360時間を超える教育職員の割合(堺市教育委員会調べ)
現状値(令和元年度):47.9%

■主な取組

◇R-PDCA サイクルによる学校経営の推進

①「学校力向上プラン」を核としたR-PDCAサイクルの確立による学校運営【全】

めざす子ども像の実現に向け、昨年度の成果と課題を踏まえ、小中一貫グランドデザインをもとに、「確かな学び」「豊かな心・健やかな体」等における具体的な目標・評価項目等を組織的に設定し、全教職員で取り組む。年度途中には取組の進捗状況の確認を全教職員で行うとともに、取組の改善を進め、年度末にはその結果について全教職員で自己評価を行い、成果と課題を明らかにする。また、学校関係者評価を実施し、次年度の取組の改善につなげ、評価内容を公表する。

②「堺版コミュニティ・スクール」の推進 -「熟議・協働」による参画-【小中】

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、育成をめざす資質・能力を家庭や地域の関係者に周知するとともに、学校教育活動において、積極的に地域・保護者と連携・協働しながら「社会に開かれた教育課程」の実現をめざす。

そのために、校長の学校経営方針を共有し、よりよい学校づくりに向けて学校と地域等がともに考え、熟議・協働する「学校協議会」を設置し、地域協働担当教員・コーディネーター等が連携しながら、学校運営への参画・協働に資する運営となるよう工夫する。

③ 適正な人事評価による教職員の育成【全】

校園長は教職員と目標を共有し、その達成に向けた適切な指導・助言を行う。また、人事評価制度の実施目的や評価基準、規則等を正確に把握し、教職員の取組過程及び成果並びに発揮した能力を、事実に基づき、より適正に評価し、人材の育成を図る。

◇多様な専門家や関係機関との連携・協働

① 多様な専門家や関係機関との連携・協働【小中高支】

学校が抱える課題は、複雑化・困難化し、教職員だけで対応するのは質的にも量的にも難しくなっている。教職員が、法律や心理、福祉、医療などの専門家や関係機関などと連携・協働し、チームとして課題解決に取り組む体制を構築する。

特にいじめや不登校などの深刻化を防ぐには、校内での組織的な対応に加え、状況に応じて弁護士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や、区役所、子ども相談所、警察等の関係機関と連携・協働する。

◇学校業務の効率化・適正化の推進

① 教職員の働き方改革の推進【全】

勤務時間外在校等時間が年 720 時間以内となるよう、勤務時間や業務量の適正な把握・管理に取り組む。校長のリーダーシップのもと、教育的な観点も十分に踏まえつつ、学校行事の精選や内容・準備の見直し・簡素化を促進する。併せて、ICT の積極的な活用推進、学校間連携型の事務実施に向けた取組等を通して、教職員の多忙化の解消及びワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。

◇教職員のメンタルヘルス対策の充実

① 教職員が心身ともに健康で、いきいきと働ける環境づくり【全】

教職員一人ひとりが心身ともに健康で、子どもと十分に向き合える環境づくりの実現に向けて、ストレスチェックを積極的に受検し、その結果を定期的に開催する衛生委員会において取り上げることにより学校園におけるストレスマネジメントの向上をはかる。また産業医による健康相談やメンタルヘルスに関する各種窓口を積極的に周知、活用していくことにより、教職員のメンタルヘルスの不調の予防、早期発見・早期対応、職場復帰支援・再発防止に取り組む。

基本施策10 信頼される教員の育成

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「先生は、よいところを認めてくれている(当てはまる・どちらかといえば当てはまる)」と答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 88.7% 中3 78.4%	小6 92% 中3 85%
「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて分かるまで教えてくれる(当てはまる・どちらかといえば当てはまる)」と答えた児童生徒の割合 (堺市教育委員会調べ)	小6 88.4% 中2 78.8%	小6 90% 中2 85%

■主な取組

◇教員研修の充実

① 組織的・継続的な校園内研修体制の構築【全】

管理職や研修主任等は学校教育目標の実現のため、「校園内研修ガイドブック」や「堺版教師の学び合いスタンダード」を効果的に活用する。

② 「堺市教員育成指標」「研修履歴」を基にした資質及び実践力等の向上【全】

教員は「堺市教員育成指標」を基に、自身のキャリアステージに応じて身につけるべき力やキャリア形成に展望をもって主体的に資質の向上に努める。また、幼児児童生徒の個別最適な学びと、協働的な学びの実現のため主体的に研修に参加し、新たな教育課題に対応できる実践的な指導力や課題対応力の向上に努める。管理職は、教員一人ひとりの研修履歴等を活用し各育成段階で身に付ける力と実際に身に付けている状況を、当該教員と対話を通して共有することで、教員一人ひとりの資質及び実践力等の向上につなげる。

③ いじめ問題の対応力向上研修の推進【小中高支】

いじめ対応は、学校における最重要課題の一つであり、いじめの積極的な認知は、いじめ対応の第一歩であると、全ての教職員が共通理解するとともに、いじめ問題の対応力向上を図るため、「いじめ対応チェックシート」を活用した校内研修を実施する。

◇コンプライアンスの徹底及び体罰・ハラスメント行為の防止

① 教職員としてのコンプライアンスの徹底【全】

すべての教職員が法規・法令を遵守し、不祥事や非違行為発生の未然防止に努め、報告・連絡・相談を常に意識し、風通しのよい組織・風土づくりに取り組む。

② 服務規律における定期的な点検の実施【全】

「コンプライアンス・マニュアルⅡ～不祥事・ゼロ～[改訂版]」及び「コンプライアンス研修資料－不祥事0－」等を用いて校園内研修を行うとともに、定期的に組織や教職員自身の服務規律について繰り返し点検する。

③ ハラスメント行為の防止【全】

ハラスメント行為は人権侵害であり、絶対に許されるものではない。教職員一人ひとりが、ハラスメントの問題を自覚し、考え、対処し、互いの人権を尊重する意識を持って行動する。また、ハラスメント行為を見聞きした場合は、管理職等に報告するかハラスメント相談窓口にご相談する。

④ 人権に関する認識の深い、人権感覚豊かな教職員の育成【全】

教職員は「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる集団づくりをめざして、子ども一人ひとりの人権を尊重できる確かな人権感覚を身に付ける。

教育活動のあらゆる場面で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人ひとりを大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶えず見直す。

また、人権教育に関する研修を明確に位置づけ、多様な研修方法を取り入れながら計画的に進め、教職員の人権意識と指導力の向上を図る。

⑤ 体罰根絶に向けた取組の徹底【全】

全学校園で、「体罰根絶のために[第3改訂版]」を活用した校園内研修を必ず実施し、体罰根絶に取り組む。研修では、体罰事例や研修資料（ワークシート）などを用いて、事例に基づいた効果的な研修になるように工夫する。

体罰は、子どもの身体と心を傷つける重大な人権侵害であり、学校教育法第11条において禁止された違法行為であるだけでなく、暴行罪（刑法第208条）、傷害罪（同法第204条）に問われる可能性のある行為である。

さらに、周りの子どもたちにも不安感や恐怖感を抱かせるとともに、力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為を容認する姿勢を生み出す要因ともなる、決して許されない行為である。

体罰事象が起こった時、体罰について「認識が甘かった」という言葉は通用しない。「堺市体罰及びセクシュアル・ハラスメント問題調査庁内委員会」において、体罰と認定された時点で、堺市ホームページにて公表を行うとともに、報道提供を行い、場合によっては学校名等が報道されることがある。

ひとたび体罰事案が発生すると、これまで教職員が長年にわたる努力で築き上げてきた信頼が一瞬にして失われてしまい、子どもや保護者、市民との信頼関係の再構築には多大な労力と時間を要し、大変困難な状況が続くこととなる。

各学校園、各教職員においては、自らの指導の在り方を見つめ直し、指導力向上に向けた不断の努力を続けるとともに、以下の点に留意する。

- (i) 教職員一人ひとりが、どのような行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解し、「体罰否定」の指導観に基づき、「体罰や暴言を許さない」組織風土を構築し、体罰根絶に取り組むこと
- (ii) 子どもの指導にあたっては、人権尊重の精神に徹し、現象面のみにとらわれず、指導による表面的な変化を性急に求めるのではなく、子どもが抱える多様な課題を理解し、個に応じた内面に迫る粘り強い指導をすること
- (iii) 指導が困難な子どもの対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱えこんだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すこと

- (iv) 中学校及び高等学校では、「部活動」における体罰の防止について留意すること
- (v) 行き過ぎた指導をした場合や、他の教職員の行き過ぎた指導を目撃した場合には、すぐに管理職に報告し、管理職は体罰を確認した際は、速やかに教育委員会に報告すること
- (vi) 体罰は、子どもの身体と心を傷つける重大な人権侵害であり、学校教育法第 11 条において禁止された違法行為であるだけでなく、暴行罪（刑法第 208 条）、傷害罪（同法第 204 条）に問われる可能性のある行為であること
- (vii) ひとたび体罰事案が発生してしまうと、これまで教職員が長年にわたる努力で築き上げてきた信頼が一瞬にして失われてしまい、子どもや保護者、市民との信頼関係の再構築には多大な労力と時間を要し、大変困難な状況が続くこととなること
- (viii) 「堺市体罰及びセクシュアル・ハラスメント問題調査庁内委員会」において、体罰と認定された時点で、堺市ホームページにて公表を行うとともに、報道提供を行い、場合によっては学校名等が報道されることがあること

⑥ 個人情報保護に対する教職員の意識向上【全】

「個人情報の保護に関する法律」及び「堺市個人情報の保護に関する法律施行条例」の趣旨に則り、「堺市立学校園における個人情報及び電子データの取扱要領」の遵守について、定期的に教職員に周知徹底し、教職員一人ひとりの個人情報の適正な管理及び取扱いを徹底する。

⑦ 個人情報流出防止に向けた取組の徹底【全】

「堺市立学校園における個人情報及び電子データの取扱要領」に基づき、校園内での適切な手続きと管理方法による流出防止策を徹底する。

学校園で取り扱う情報のほとんどが個人情報であるという認識のもと、特に、「シュレッダーにかける際は、個人情報が含まれていないか 1 枚 1 枚確認する」「テスト等成果物の採点や点検を行ったり、個人情報を含む書類を封入したりする等、作業を行う際は、机や作業台を整理整頓し、他の個人情報を置かず、場所を特定して作業するとともに、受け渡しや封入物の確認等については、複数人による点検を行う」ことを徹底する。

また、校園内規定や手続きについて、全教職員を対象にした研修を計画的に実施する。毎月 1 日を「個人情報点検デー」として、「個人情報の徹底管理 9 のポイント」に基づき、意識啓発を行うとともに、学期ごとに全教職員（非常勤講師も含む）を対象に「個人情報取扱い 総点検シート」による点検と注意喚起を行う。

⑧ 学校徴収金等の適切な取扱いの徹底【全】

学校徴収金は、教育活動に必要な経費として、校園長が保護者からその取扱いと管理について信託を受けている金銭である。保護者の負担軽減に努めるとともに、「堺市立学校（園）徴収金事務取扱要領」「学校（園）徴収金事務取扱マニュアル」に基づいて必要書類を確実に作成し、適正に管理して取り扱う。未収金等を現金徴収し、金庫に保管する際は、現金保管台帳を作成し、複数体制で厳重に取り扱う。事務処理の適正化を図るとともに事故を未然に防止するため、預金通帳の所在を適宜確認する。特に横領などの犯罪行為を二度と生み出さないため、管理職が責任を持って少なくとも学期終了時（年 3 回）には預金通帳の記帳状況を確認し、金銭出納簿と照合する。また、令和 4 年度の横領事案等において、校内の取扱体制や責任の所在が曖昧となっていた。学校徴収金の事務取扱の重要性を改めて認識し、校内の取扱・責任体制を明確にし、全教職員で共有する。

学校指定の物品については、業者の選定と手続きについて公平・公正を担保し、複数の業者と契約するなどして、保護者の負担軽減や説明責任を果たすことに留意する。

1 学校園で取り扱うものは、ほとんどが個人情報！

学校で取り扱う情報のほとんどが個人情報です。さまざまな書類など、個人情報にあたる情報は無いと考えるべきです。

そのため、個人情報管理の総責任者である学校園長のリーダーシップのもとに、「流出してしまっただけでは取り返しがつかない」と、常に危機意識をもって取り組むことが大切である。

2 個人情報保護の体制づくりは、相互の声かけ・確認から！

教育は信頼関係の中で成り立ちます。子ども、保護者、市民から信頼される学校とするために、お互いの声かけ、確認をして、個人情報を保護する体制を構築すること。

3 学校園で取り扱う個人情報が、本当に必要な情報か、常に確認し、その利用目的や管理について、教職員が適切に情報共有を図る！

学校園では、どのような個人情報を扱っているのか、何のためにその個人情報が必要なのかを、教職員が適切に把握しておかなければならない。

<学校園全体として保管しているもの> <各学年で保管しているもの> <各分掌で保管しているもの> など、利用目的、保管方法など情報共有を図ることが大切である。

4 個人情報は持ち出さない。やむを得ず持ち出す場合は、所定の手続きの上、返却するまで責任を持って管理する！

教職員は、個人情報（コピー・複写を含む）を学校園外に持ち出してはなりません。ただし、次に掲げる事由がある場合は、校園長の承認を得て、あらかじめ定められた手続きにより、持ち出すことが可能なものがあります。

<いかなる理由があっても、持ち出しが厳禁であるもの>

- ・電子データ化された個人情報
 - ・出席簿
 - ・幼児児童生徒の障害・病歴・健康その他心身の状態に関する個人情報
- ※学校教育活動時や登下校時のけがや病気などの緊急対応、宿泊訓練・校外学習などの学校園外での対応、指導等業務上必要な場合を除く。ただし、個人情報の携行は、学校から目的地までの移動のみとし、掲載する情報については必要最小限にとどめ、衣服ポケット等に入れず、チャック等で閉じることができるカバン類に厳重に収納し、肌身離さず管理する。

<一定の条件のもと、持ち出し可能なもの>

「個人情報持出返却管理簿」（様式第1号）への記載を経て可能となるもの	・学級や部活動所属の幼児児童生徒にかかる連絡先一覧 ・教務手帳 ・成績一覧表またはそれに類するもの ・定期テスト・単元テスト
その都度校園長へ口頭申請し、一時的な持ち出しが可能なもの	・課題、作文、絵画等の成果物

5 個人情報を含む書類等の封入や、個人情報の受け渡し等について、複数で確認し、その場で枚数等を確認するとともに、受け渡し日等を記録する！

児童生徒健康調査票など小学校から中学校へ進学する際に受け渡す書類、他市からの転入学の際に受け渡す書類は複数で確認し、受け渡しの記録すること（内容、枚数等）。

また、担任を中心として、保護者からのセンシティブな個人情報を含む書類の受け渡し、子どもから集める個人情報を含む書類の受け渡しは、その場で枚数等を確認するとともに、提出日などを記録すること。

個人情報を含む書類等を封入したりする等、作業を行う際は、机や作業台を整理整頓し、他の個人情報を置かず場所を特定して作業すること。封入物の確認等については、複数人による点検を徹底すること。

6 電子データはすべてネットワークドライブ・クラウドに保存し、その他のメディアには保存しない！

個人情報の有無に関わらず、校務で使用する全ての電子データは、ネットワークドライブ・クラウドに保存し、運用すること。ただし、機微な個人情報に関しては、クラウドに保存してはいけない。

（ネットワークドライブとは「あなたのフォルダ」「校内で共有」「管理職で共有」のことです。クラウドとは「個人のOneDrive」、「Teamsの『ファイル』」のことです。）

バックアップやアーカイブの場合、CD-R、DVD-R、外付ハードディスクの使用は可ですが、記憶媒体保管台帳に記入し、管理職の承認を受け、適切に使用すること。

7 委託先等業者に対して、個人情報の適切な取扱いを指導・監督する！

修学旅行や卒業アルバムなど、学校が外部に個人情報を提供して業務委託する場合、学校は委託先に対して安全管理義務が課せられている。委託にあたっては、特記事項を遵守できる相手方を選定するため、委託先の個人情報保護体制等について把握し、委託契約の締結にあたっては、契約書等に受託者の個人情報の取扱いについて条例を遵守すべきことを明記する。契約書等を作成していない場合は、市の基準及び特記事項を交付し、業者等からその旨を遵守する誓約書を受け取ること。

8 SNSや公共の場などで、業務上知り得た情報を外部に漏らさない！

教職員が職務で扱うもののほとんどが個人情報であるという自覚をもち、公共の場所において業務上知り得た情報を話すなどして、外部に漏らさないようにすること。

また、SNSも、公共の場所の一つです。校園内の幼児児童生徒の写真に掲載したり、指導内容等を書き込んだりすることは厳禁です。また、SNSを介して子どもや保護者と私的に繋がりを持たないこと。

9 毎月1日は個人情報点検デー！ 危機管理意識を高めること！

本市では毎月1日を個人情報点検デーと定めている。

毎月1日に、個人情報を含む各書類の保管状況を点検するとともに、危機管理意識を高めること。

<点検例>

担任等が所持、保管しているもの：出席簿、教務手帳（教務必携）、成績に関わるものなど

分掌等で保管しているもの：児童生徒保健調査票など

学校全体で保管しているもの：指導要録、家庭連絡票など

基本施策11 えがおあふれる学びの場づくり

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設問に対し「当てはまる」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 88.9% 中3 81.0%	小6 100% 中3 100%
いじめアンケート(年3回以上(学期に1回以上))の結果を、その都度「学校いじめ防止等対策委員会」で共有し、対応した小中高等学校の割合 (堺市教育委員会調べ)	—	100%
不登校児童生徒のうち、学校内外の専門機関等 [※] での相談・指導等を受けた人数の割合 (堺市教育委員会調べ)	59.6%	100%

<参考指標> ・ いじめ認知件数(千人当たりの件数)

現状値(令和元年度): 小学校 24.6 件、中学校 20.1 件(堺市教育委員会調べ)

・ 不登校児童生徒数(千人当たりの児童生徒数)

現状値(令和元年度): 小学校 7.7 人、中学校 30.8 人(堺市教育委員会調べ)

■主な取組

◇いじめや不登校の未然防止

① いじめや不登校の未然防止【小中高支】

「いじめは重大な人権侵害であり決して許されない行為である」「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」「いじめの積極的な認知はいじめ対応の第一歩である」との認識のもと、「学校いじめ防止基本方針」を全教職員が十分理解し、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、初期段階から組織的に対応する。

不登校については、新たな不登校が生じないような魅力ある学校づくりを行う。不登校の効果的な支援として、授業改善による「どの子もわかる授業づくり」に取り組むとともに、児童生徒との信頼関係を築くことや児童生徒相互の望ましい人間関係を育てることを通して、居場所づくりや仲間づくりなどの取組を進める。

◇いじめ対応の徹底

① いじめ対応の徹底【小中高支】

いじめを発見したり、相談を受けたりした場合は、被害児童生徒や保護者の思いに寄り添い、被害児童生徒を守り通す。その際、個々の教職員のみで対応したり、放置したりすることのないよう、「学校いじめ防止等対策委

[※] 不登校児童生徒の学校復帰や学習面、生活面等について支援するために相談・指導を行う専門職や専門機関で、学校内においては養護教諭やスクールカウンセラー等、学校外においては教育支援教室や児童相談所、民間施設(フリースクール)等をさします。

員会」において、情報共有し、事実関係を的確に把握するとともに、いじめに当たるか否かの判断を組織的に行う。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にするのではなく、いじめの被害を受けた児童生徒の立場に立つて行う。いじめの定義に該当する場合は、いじめ防止対策推進法に基づいて対応する。

なお、収集した情報は必ずいじめ認知共有システム（i システム）に記録し、複数の教職員が個別に把握した情報の集約と共有化を図る。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の形成を旨とした教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。加害児童生徒はストレスや課題を抱えていることも多く、背景の要因に着目する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とせず、いじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続し、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるかどうかで判断する。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。また、いじめが解消している状態に至った後も、日常的に注意深く観察する必要がある。

教職員全員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門家や関係機関との連携のもとで取り組むとともに、「いじめ対応チェックシート」等で「学校いじめ防止等対策委員会」が機能しているかを点検し、体制の整備をさらに進める。

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」に相当する場合は、「重大事態」として事実関係を明確にするための調査を行う。

また、被害児童生徒又は保護者から「重大事態」の申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。被害児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

②「学校いじめ防止基本方針」や学校のいじめ防止等の取組の検証と見直し【小中高支】

学校におけるいじめの防止等の取組を「学校力向上プラン」の評価項目に位置付ける。

「学校いじめ防止基本方針」については、各学校のホームページに掲載するとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

また、「学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「学校いじめ防止等対策委員会」を中心に点検し、毎年度見直す。

なお、児童生徒も含め、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参画につながるよう留意する。

③「いじめの防止等の対策のための組織」を中核とした組織的に対応できる生徒指導体制の確立

【小中高支】

学校におけるいじめの防止等を確実に実施するため、管理職や生徒指導主事・養護教諭・学年主任等で構成した「学校いじめ防止等対策委員会」を置き、組織的に対応する。必要に応じて、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等の専門的知識や経験を有する人材に参画を求める。

◇教育相談体制の充実

① 子ども理解に基づく指導と教育相談体制の充実【小中高】

子どもの問題行動や不登校の背景には、多くの場合、心の問題とともに、家庭、友人関係など子どもの置かれている環境の問題があり、子ども自身の問題と環境の問題は複雑に絡み合っていることから、単に問題行動のみに着目して対応するだけでは、問題解決は困難である。

より効果的に対応していくために、教職員に加え、地域との連携を含め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、子どもの情報を整理統合し、アセスメントやプランニングをした上で、チームとして支援を行う。

◇不登校、病気療養児童生徒等への支援の充実（再掲）

① 不登校の効果的な支援【小中高支】

令和3年度、本市の不登校児童生徒数及び千人率は、小学校、中学校ともに増加している。

不登校児童生徒数の減少に向けては、新たな不登校が生じないような魅力ある学校づくりを行うとともに、不登校を長期化させないための初期対応の充実、長期的に欠席している児童生徒への社会的自立をめざした支援を強化する必要がある。

不登校の効果的な支援として、授業改善による「どの子もわかる授業づくり」に取り組むとともに、児童生徒との信頼関係を築くことや児童生徒相互の望ましい人間関係を育てることを通して、居場所づくりや仲間づくりなどの取組を進める。

また、休み始めた児童生徒や長期的に欠席している児童生徒が、どのような状態にあり、どのような支援を必要としているか、「不登校対策委員会」等で見極めを行い、「だれが・いつ・どのような関わりをすべきか」について検討すること。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、アセスメントを行った上で、適切かつ迅速に対応するとともに、組織的かつ継続的な支援体制を整える。

なお、不登校の要因として、虐待があるにもかかわらず、適切な対応が滞り、かけがえのない命をなくしている事象等が生起していることを踏まえ、欠席理由について注意を払い、虐待への適切な対応とあわせて迅速な対応が必要である。

特に、中学校1年で増加する不登校に対しては、小学校6年以前の状況にも着目し、小学校が把握している年間30日に至らない欠席状況や別室登校などの不登校の予兆を含めた状況を中学校と十分に共有するなど、小中連携による不登校の効果的な支援に取り組む。

長期の対応が必要な場合は、段階的な指導の必要性を保護者に十分説明し、理解を得ながら、別室指導や家庭訪問等の対応とともに、ICTを活用した学びの支援や、学校外の公的施設（教育支援教室等）や民間施設（フリースクール等）を活用することなどを検討する。その際、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路等を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす。

◇児童生徒の学びを通じた取組

① 情報モラルに関する指導の推進と啓発（再掲）【小中】

児童生徒が学校にスマートフォン・携帯電話を持ち込むことは、原則として禁止する。

「ネットいじめ」やインターネット上のトラブル等を未然に防ぐため、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルに関する指導を適切に実施する。

「堺市立学校スマホ・ネットルール5 “まもるんやさかい”」等を活用し、PTAと連携しながら各家庭に対してスマートフォン等の使用のルールを周知し、フィルタリングサービスの利用等に関する啓発を積極的に行う。

② 非行防止・犯罪被害防止教室の実施【小】

低年齢層の少年による非行の割合が高い状況にあり、子どもが犯罪の被害に遭う事象が多く発生している。小学校高学年を対象に、堺少年サポートセンター（5年生対象）や警察署（6年生対象）と連携し、「非行防止・犯罪被害防止教室」の実施による非行の未然防止・犯罪被害防止の取組を進める。

③ 校則（学校のきまり）の運用・見直し【小中高】

【校則の意義・位置づけ】

児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものである。校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものである。

また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものである。

校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要である。

【児童生徒の参画】

校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながる。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなる。

【校則の運用】

校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要である。そのため、校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが適切である。

その上で、校則に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまるのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意しなければならない。

【校則の見直し】

学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められる。さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要である。

校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄であるが、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で決めていくこと。また、その見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められる。そのためには、校則を策定したり、見直したりする場合にどのような手続きを踏むことになるのか、その過程（見直しのプロセス）についても示しておくことが適切である。

<校則の運用・見直しのポイント>

- ・校則は、学校の教育目標を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものである。
- ・児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定のきまりが必要である。
- ・校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直す必要がある。
- ・校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、児童生徒がその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要である。
- ・学級活動で児童生徒が校則について話し合う機会を設けたり、児童会・生徒会で議論したり、PTA 実行委員会で意見聴取したりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加できるようにする。
- ・校則の見直しは、特に以下の4点に留意し、合理的な説明が難しいと思われる内容は、積極的に見直す。

1. 社会通念上合理的と認められる範囲内であるか

社会の常識、時代の進展などに照らして、必要かつ合理的範囲内であることを児童生徒や保護者、地域等に説明できる内容となっているか

※合理的な説明が難しいと思われる内容は、積極的かつ速やかに見直すこと

2. 学校や地域の実情を踏まえたものとなっているか

発達段階や児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況を踏まえたものとなっているか

3. 人権的な配慮はできているか

特に、男女による校則の違いについてなど、校則に規定することの必要性と合理性があるか、性の多様性への配慮がなされた内容となっているか

4. 曖昧な表現等、分かりにくいものはないか

「中学生らしい服装・髪型」など、曖昧で分かりにくいものはないか

◇性暴力被害の防止

① 性に関して被害者にも加害者にも傍観者にもならないための取組の強化【全】

スマートフォン・携帯電話等を介して、子どもたちが被害者や加害者、傍観者となる事案が増加しており、教職員は「子どもたちが多くのネット危機にさらされている」ことを認識する必要がある。

SNS 等での悪口、自画撮り被害、出会い系サイトを介した性的被害、様々なコミュニケーションサイトを介した誘い出しによる性的被害、巧妙な手口での連れ去り事案、オンラインゲーム上のなりすましなどから、知らず知らずのうちに、他人の人権を侵害し、命を落とすことにまで発展することもある。

子どもたちは、大人の知らない所で、知らない時間帯に SNS を使用することにより、被害者や加害者、傍観者になってしまう現状があり、そのような現状から子どもたちを守るために、学校・保護者・スクールカウンセラーや警察等との協力による迅速な対応が必要となる。

「事業報告書&適切なネット利用のための事例・教材集 (大阪の子どもを守るネット対策事業実行委員会発行)」

等を活用し、より一層の啓発を行う。

② 性暴力（性的虐待を含む）被害防止に向けた取組と対応【全】

子どもが性暴力の被害に遭う事案が増加している。性暴力は身近に起こりうる危機であり、重大な人権侵害である。

性的虐待やデートDV、性暴力の被害を認知した時には、被害に遭った子どもはもちろん、家族にも十分に配慮し対応を行う。また、学校のみで対応するのではなく、関係機関等と速やかに連携するなどの対応が不可欠であるため、全教職員が性暴力や性的虐待に関する事象についての正しい知識を得るとともに対応について認識する必要がある。その際、堺市立学校園性暴力防止ガイドライン「性暴力を許さないために～わたしたちができること～」を活用する。

性暴力に関しては、迅速かつ確かな対応が求められるため、子ども・保護者に対しては、校内の相談窓口の周知を徹底するとともに、専門機関等へ相談するための連絡先が記載されたプリントやカードなどを配付し周知する。

③ デートDV防止に向けた取組【中高】

教職員の性暴力に対する認識を高め、「デートDV防止研修」を通して正しい知識を身につけ、「デートDV防止啓発冊子」（中学校3年生、高等学校3年生配付）を有効に活用し、生徒や保護者等からの相談などに適切に対応し、指導・助言を行う。

◇児童虐待への迅速で適切な対応

① 児童虐待への迅速で適切な対応【全】

教職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを再認識する。虐待が疑われる場合には速やかに各区子育て支援課等へ通告するなど、虐待の早期発見、早期対応、継続した見守りや対応に努める。

また、虐待が疑われる子どもについては、学校全体で子どもの状況を把握・共有するとともに、関係機関と速やかに連携し、適切に対応する。

虐待を受けた子どもの自立の支援等について適切に対応できるようにするために、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（令和2年2月4日付け学教第5240号通知）を活用した研修を行うなど必要な措置を講ずる。

堺市いじめ防止基本方針（概要）

堺市教育委員会

基本方針改定のポイント

- ①いじめ防止等の対策の基本的な方向について
簡単に「けんか」や「ふざけ合い」と判断せず、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかどうかを判断すること
- ②学校いじめ防止基本方針の策定について
いじめ防止等の取組について学校評価の項目に位置付けること
- ③学校におけるいじめの未然防止について
特に配慮が必要な児童生徒についての支援や周囲の児童生徒に対する指導等を行うこと
- ④学校におけるいじめに対する措置について
いじめを発見した場合には、学校いじめ防止等対策委員会に報告し、学校の組織的な対応に積極的につなげる
- ⑤学校におけるいじめの解消について
いじめは単に謝罪をもって解消せず、行為が止んでいる期間等の要件をふまえること
- ⑥重大事態への対処について
児童生徒又は保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、報告・調査等に当たること

いじめ防止基本方針

いじめ防止等に関する基本的な考え方

- いじめは、「**重大な人権侵害であり絶対に許されないもの**」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなり得るもの」である。
- いじめは未然防止・早期発見・早期解決が重要である。
- 市（教育委員会含む）、学校、家庭、地域、S C・S S W、関係機関などの連携のもと取り組む。

いじめの定義（2条）

いじめとは、児童等（**学校に在籍する児童又は生徒**）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。

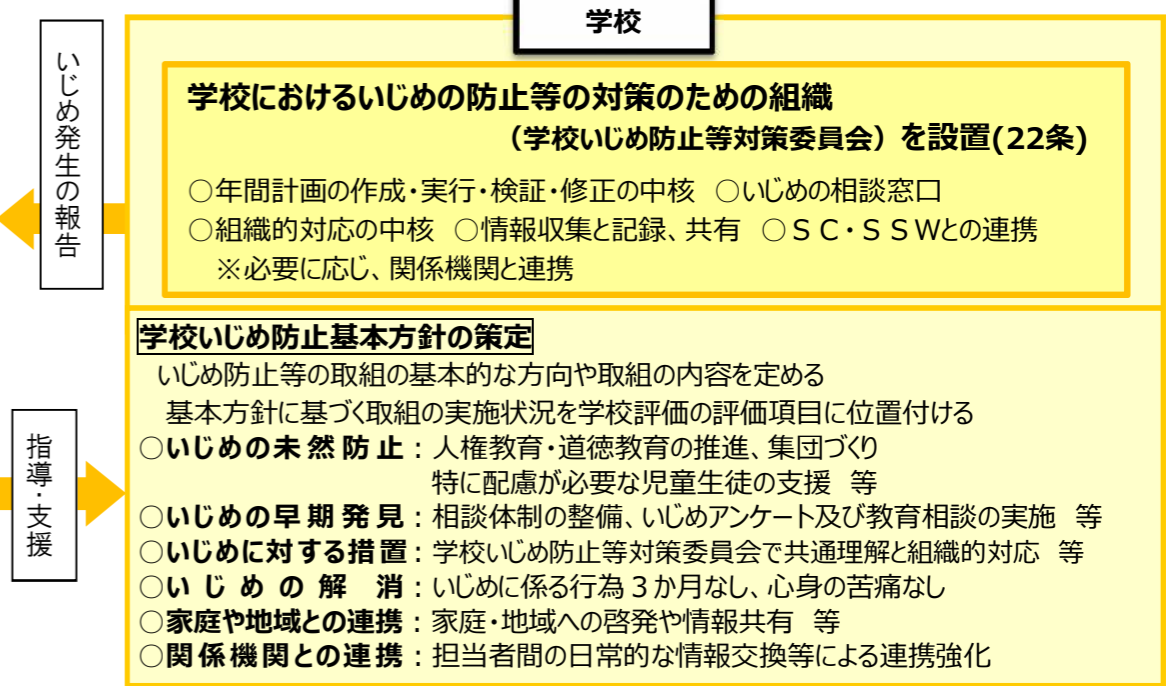
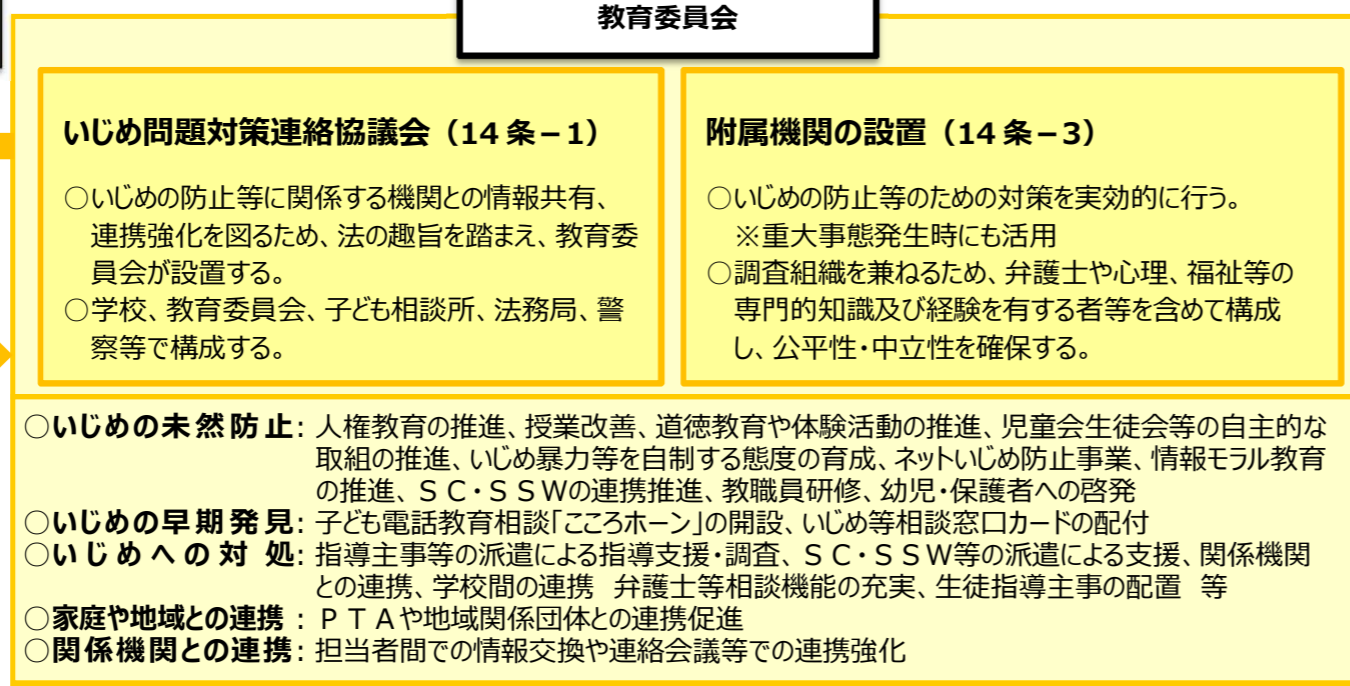
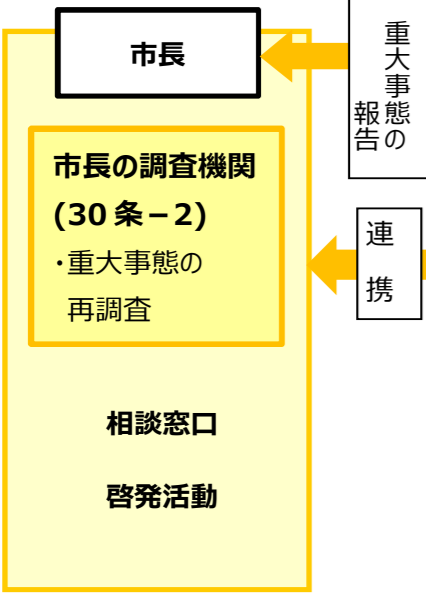
いじめの理解

- 「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら、いじめの被害も加害も経験する。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されることで、**生命又は身体に重大な危険**を生じさせるものである。
- いじめには「被害者」「加害者」だけでなく「**観衆**」「**傍観者**」の存在が大きく影響する。

いじめの防止等

- いじめの未然防止
- いじめの早期発見
- いじめへの対処
- 家庭や地域との連携
- S C・S S Wとの連携
- 関係機関との連携

いじめ防止等の対策の内容

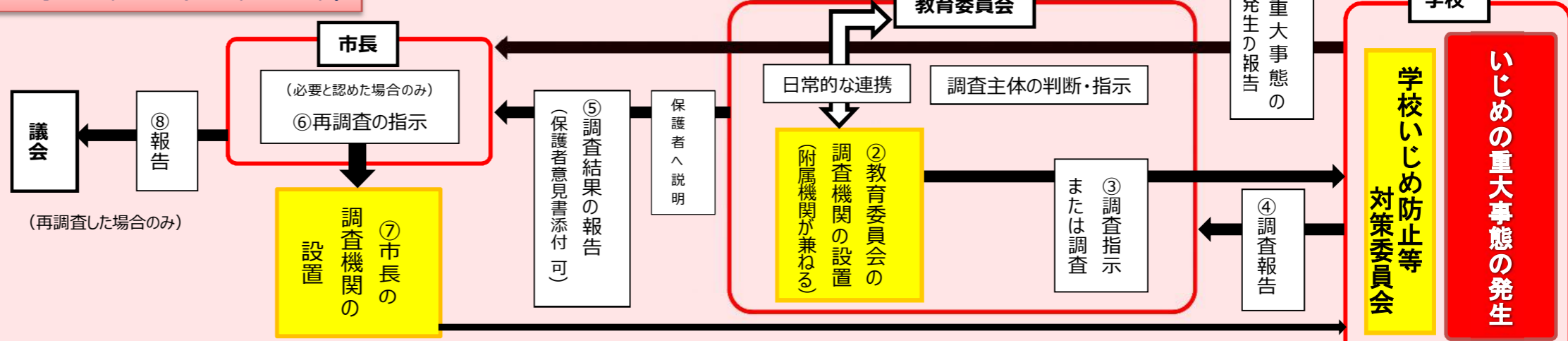


重大事態の意味(28条)

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※児童生徒や保護者から申立てがあったときは、調査を実施する。

重大事態の調査(28条・30条)



※重大事態の内容に応じて、学校と教育委員会が一体となって調査を行うとともに、並行して市長の調査機関が調査することもある。

いじめ対応チェックシート

いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等(学校に在籍する児童又は生徒)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義(4要件)

- ①児童生徒同士
- ②一定の人的関係
- ③心理的・物理的な影響を与える行為
- ④心身の苦痛を感じている

いじめの定義

過去の「いじめに対するイメージ」

- 「力の差」(弱い者に対して一方的に)
 - 「継続的」(くり返し行われるもの)
 - 「誰もが深刻な被害と認識するもの」
- 「いじめ」を限定解釈してはならない

- いじめ対応は、学校における最重要課題の一つである。
- いじめは、重大な人権侵害であり絶対に許されないものである。
- いじめの積極的な認知は、いじめ対応の第一歩である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものである。
- いじめの定義は、極めて広範な概念であり、限定解釈してはならない。(過去の「いじめに対するイメージ」で限定解釈しないこと)
- いじめの定義に該当する場合は、法に基づいて組織的に対応することが求められている。

共通理解事項

基本的な考え方・基本的姿勢

- 被害児童生徒を守り通すため、教職員の日常業務の優先順位において、自殺予防、いじめへの対応を最優先の事項に位置付けていますか
- 被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築していますか
- 教職員による「いじめられる側にも問題がある」「家庭にも問題がある」という認識や発言は、被害児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させることを認識していますか
- 教職員の不適切な言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払っていますか
- 簡単に「けんか」や「ふざけ合い」と判断せず、背景にある事情の調査を行い、児童生徒が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断していますか
- 軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしていませんか
- 速やかに対応しなければ、いじめ行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性があることを認識していますか
- 時間が経過するにつれて、児童生徒は記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから、調査は速やかに実施していますか
- いじめには、「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆(はやし立てたり、面白がったりする存在)」「傍観者(見て見ぬふりをするなど周辺で暗黙の了解を与えている存在)」を加えたいじめの構造があることを認識していますか
- 担任等が一人で抱え込むのではなく、「学校いじめ防止等対策委員会」に報告し、組織的に対応していますか(「学校いじめ防止等対策委員会」が機能していますか)

当該児童生徒への対応

- 被害児童生徒を徹底的に守り通し、被害児童生徒の安全・安心を確保していますか
- 被害児童生徒・保護者が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるように勧めていますか
- 被害児童生徒が不登校となっている場合、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行っていますか(または、提案を行っていますか)
- 加害児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させていますか
- 加害児童生徒への指導に当たっては、自らの行為の責任を自覚させ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させていますか
- 加害児童生徒がストレスや課題を抱えている場合、それらの改善に向けて、保護者の協力、SC、SSWや関係機関との連携のもとで取り組んでいますか
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないことを認識して対応していますか
(解消条件: ①いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続 ②被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること)

学校の日常的な取組

- 職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図りましたか
- いじめ問題に関する校内研修を実施しましたか
- 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口を周知しましたか
- 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表し、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めていますか
- ネットいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施しましたか
- 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行っていますか
- 学校いじめ防止基本方針に定めたとおり、いじめ防止等の対策のための組織「学校いじめ防止等対策委員会」を開催していますか
- 学期に1回以上、年3回以上いじめアンケートを実施するとともに、アンケート結果をもとに教育相談等を実施し、いじめの早期発見に努めていますか
- いじめアンケートは、実施年度を含めて3年間、適切に保存していますか
- 特に配慮が必要な児童生徒については、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的にを行っていますか
- いじめの認知件数が0の学校は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認していますか

※本シートの活用 いじめ問題について共通理解を図り、適切に対応するため、積極的に活用してください(職員会議、校内研修、学校いじめ防止等対策委員会、日常のふり返り等)
※本シートの取扱い 年度末に教職員から回収し、年度初めに再配付してください(不足分については、不足数調査実施後に市教委から学校へ送付します)

性暴力を許さないために ～わたしたちができること～

堺市教育委員会



教職員が性暴力に立ち向かうための10か条

- 1 性暴力は「めったに起こらない」ことではない
- 2 性暴力は被害者の責任ではない
- 3 性暴力を「なかったこと」にしない
- 4 性暴力は「身近な人からもたらされる」ことが多い
- 5 支援者はひとりで抱え込まない
- 6 二次加害を起こさない
- 7 被害者の言動を誤解しない
- 8 子どもたちの周りには性暴力が蔓延している
- 9 学校園は性暴力の未然防止に全力を尽くす
- 10 緊急避妊は72時間以内に

(72時間を経過してもあきらめない！)

子どもたちを守るために 教職員自らが 日々チェックしよう！

積極的に自らの状況を振り返り、チェックする。チェックの入る項目があったり、周囲の教職員で気になる状況が見られたりする場合には、まずは状況の改善に努めるとともに、校内のセクハラ窓口や教育委員会など、信頼できる人に相談しなければならない。

- 子どものスマホや携帯電話に直接電話したり、メールを送ったりしていないか。
- SNSやアプリ等を通じて、特定の子どもと連絡を取り合っていないか。
- 子どもの着替えや水着の写真を撮ったりしていないか。
- 子どもたちの写真をSNS等に掲載したりしていないか。
- マンガや雑誌、CD等の音楽データやゲーム類などの貸し借りを子どもたちとしていないか。
- 放課後などに特定の子どもと密室において1対1で指導したり、相談に乗ったりしていないか。
- 頭をなでたり、肩に手を置いたり、背中に触れたりするなど、子どもに不必要な身体接触を行っていないか。
- 自分一人だけで、特定の子どもを自宅等まで自家用車等で送迎していないか。
- スリーサイズを質問したり、子どもの身体を執拗に眺めまわしたりしていないか。
- 学校外で、特定の子どもと会ったり、一緒に遊びに行ったりしていないか。

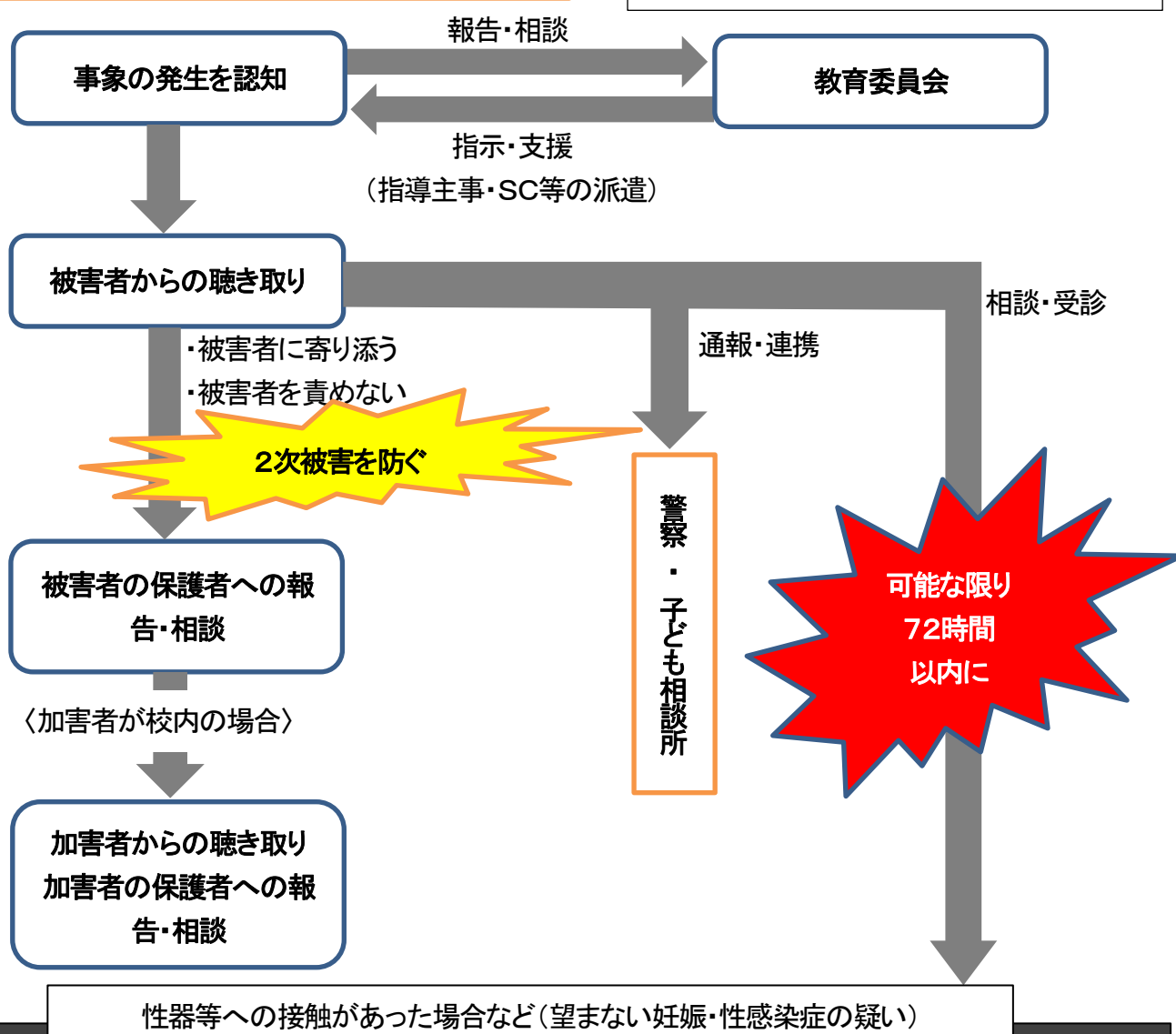
「性暴力」とは、強姦性交等・わいせつ行為などの性犯罪のみならず、同意のない望まない性行為、性的な描写をみせること、性的な嫌がらせをすることなども、性暴力です。相手がよく知っている人でも、知らない人でも、どんな場所で起こったとしても、望まない性的な行為は性暴力です。」

(「堺セーフシティ・プログラム推進事業」配付啓発カードより)

性暴力は、すべての人が生来もっている性的権利・性的尊厳を著しく侵害し、「命」そのものまで損壊してしまう、許されざる行為である。また、性暴力は知識不足や偏見により、軽視され見過ごされがちである。特に、被害者に対する誤解や偏見が生じやすく、悪いのは加害者であるにもかかわらず、被害者が「悪者」にされやすい。わたしたちは子どもたちを性暴力から守るために、性暴力に対する正しい認識をもたなければならない。

性暴力発生時の学校の初期対応

※この初期対応は代表的なものであり、教育委員会と綿密に連携を取って進めること



性暴力救援センター・大阪
SACHICO
 女性支援員と産婦人科医師が24時間対応
 ホットライン
 Tel:072-330-0799

SACHICO 協力医療機関
堺市立総合医療センター
性暴力被害者医療受診専用ホットライン
 女性担当者が24時間対応
 Tel:080-8925-8880

基本施策 12 子どもの安全確保

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
堺市立学校園の管理下における事故被災率* (堺市教育委員会調べ)	6.4%	各年度において、前年度を下回る

■主な取組

◇学校安全の推進

① 学校安全計画の作成と、校内体制の構築【全】

学校保健安全法第 27 条により策定・実施が義務付けられている「学校安全計画」を作成し、全教職員の共通理解を図る。また、学校安全計画に記載した内容や、取組体制が適切であるかどうか定期的に状況を振り返り、点検し、対策につなげる。

学校安全計画に基づく学校安全の活動を効果的に進めるため、校務分掌に「学校安全担当」を位置付け、安全教育・安全管理活動に組織的に取り組む。

② 安全点検の実施【全】

毎月 15 日を「学校安全の日」とし、独自の点検項目を含めた校舎内外の施設・設備・備品等の安全点検を全教職員で確実にを行い、安全を確保する。その際、転落事故防止や不審者侵入防止の視点等を含めた「安全点検表」をもとに点検を行う。また、通学路等地域の危険箇所についても、家庭、地域と連携して点検を行い、必要な措置を早急に講じる。

学校園の校務をつかさどる校長は、施設の管理者として、学校園の施設・設備の保安全管理に関する事務を担い、またこれらの施設及び設備を常に最良の状態に保持するよう努める。

③ 事故情報や事故につながる情報（“ヒヤリハット”情報）の共有【全】

職員会議や学年会、校園内研修等様々な機会を活用し、安全点検での課題や子どもの事故につながるおそれのあるヒヤリハット事象に関する情報を全教職員で共通理解し、事故が発生しないよう安全管理に努める。

④ 不審者侵入防止に関する安全管理の徹底【全】

不審者等の学校園侵入を防止するため、日常の安全確保に加え、地域で不審者の出没情報がある場合の安全確保、校園内に侵入した場合の緊急対応等について、多様な観点から対策を検討・見直しを行う。また、不審者侵入時に備えた不審者対応訓練や不審者対応避難訓練等を学校安全指導員又は所轄警察署に依頼して実施する。

* 日本スポーツ振興センター災害共済給付件数（当該年度中に最初に医療費の給付を行った災害の件数）を在籍幼児児童生徒数で除し、100 を乗じたもの。

⑤ 体育的活動や行事での事故防止【小中】

運動会・体育大会等において、組体操を実施する場合は、指導する教員が起こりうる危険を予測し、児童生徒の能力を考慮して、適切な指導、監督を行うべき注意義務があることを全教職員が認識する。

実施の可否も含め全教職員で検討し、実施する場合は安全確保を最優先に、下記の留意点を確認の上、万全の対策を講じる。

- (i) 児童生徒の体力・運動能力等や体調なども十分把握した上で、児童生徒の発達段階に応じて行うこと。
- (ii) 組織的、計画的に指導し、適切な指導過程を踏まえること。
- (iii) 複数の教職員による指導や補助を行うことができる体制をとること。
- (iv) 教職員の共通認識のもと、児童生徒と保護者の理解を得て、児童生徒の状況や天候など環境面も考慮し、計画的に実施すること。
- (v) 実施前の職員会議や次年度に向けた年度末反省の場等で、全教職員で全ての種目について点検、見直しを必ず行い、慣例化したものにしないこと。
- (vi) 児童生徒の安全を一層考慮し、タワーやピラミッドなど両足が地面に接地していない児童生徒の上に乗る技については、行わないこと。

⑥ 食物アレルギー対応委員会の設置【全】

食物アレルギーを有する児童生徒等の情報を共有し、給食をはじめ、調理実習等食を扱う活動において、誤食等の事故を起こさない安全管理体制を構築する。

◇登下校における交通安全や防犯対策の徹底

① 登下校時の交通安全や防犯に関する指導の徹底【小中】

地域の実態等に即し、防犯指導を計画的に実施する。特に、7月・12月の一斉登下校指導等をとおして、子どもはもとより、保護者や地域に対しても、登下校時の安全の確保に向けた啓発を行う。また、小学校においては、「登下校防犯プラン」及び「堺市子どもにとって安全安心な環境づくりに関する協定」に基づき、各警察署との連携のために、下校時刻がわかるものを各月ごとに教育委員会に提出する。

また、子どもを交通事故の被害者にも加害者にもしないために、関係機関との連携による指導や交通安全だより、交通安全教育テスト等の資料（グループウェア配布文書）を活用し、子どもの発達段階に応じた指導を徹底する。

◇安全教育、防災教育の推進

① 安全教育の徹底【全】

子どもたちに、校内外での危険行為が事故につながることを理解させ、地域・保護者とも連携・協働して、安全に行動するよう指導を徹底する。その際、子どもの発達段階や地域の実態に応じて具体的でわかりやすい指導に努める。

また、安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を適切に取り入れながら各教科等の内容を整理して学校安全計画に位置付け、系統的・体系的な安全教育を実施する。

② 環境・防災教育の推進【小中】

子ども堺学との関連を図り、中学校区の地理的状況や地域の実態に応じた環境・防災教育を推進する。

環境教育では、各教科等の指導や学校生活など教育活動全体をとおして、生命を尊び自然を大切にする心や環境への配慮を身に付け、自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力の育成をめざす。

防災教育では、小中一貫した防災教育カリキュラムをもとに、中学校区で、予想される災害、避難経路、危機回避のための行動を共有するなど、9年間を見通した系統的な取組を行う。また、「防災教育のてびき」等の活用や、地域社会での防災活動等への参画により、発達段階に応じ、主体的に考え行動できる力を育み、助け合いの心を醸成する。

③ 自転車の安全指導【小中高】

平成25年12月から施行されている改正道路交通法に基づき、原則、自転車は道路の左側通行（右側通行の禁止）であることを指導する。

平成26年10月から施行されている「堺市自転車のまちづくり推進条例」に基づき、児童生徒の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する教育や啓発・指導を行うとともに、生徒の自転車通学を認める場合は、交通ルールの遵守や乗車用ヘルメットの着用等の指導を徹底する。

自転車が事故の加害側となった事例や判例を提示し、交通ルール遵守の大切さを理解させたり、自転車の安全利用を含めた「交通安全教室」を積極的に開催したりするなど、安全な自転車の乗り方指導を徹底する。

④ 登校時における携行品の重量に対する配慮【小】

教科書やその他教材等の携行品の重量が過重となることで、特に低学年児童の身体の健やかな発達に影響が生じるなどの懸念（※）があることから、家庭学習で使用しない教科書や教材等は学校に保管し、また、週末や週明け・学期初めや学期末などの携行品が重なる時期については携行する荷物をできる限り分散させる。通学距離が遠い小学校については、児童の負担がさらに増えることから、特に個々の状況を十分踏まえながら配慮する必要がある。

また、携行品の重量に対する配慮の取組を学校便り等で定期的に発信したり、通学かばんは背負い型であれば革製でも布製でも構わないことについて、新入生入学説明会等で周知したりするなど、保護者の協力も得て、児童の負担軽減に努める。

※アメリカ小児科学会では「バックパックの重さは、体重の10～20%を超えないこと」との見解を出している他、日本においても医師により「体重の10%以下が望ましい」との問題提起がなされている。

◇安全・安心でおいしい学校給食の提供

① 安全・安心を第一に、子どもたちが楽しく食事ができるおいしい学校給食を提供する。【小中支】

0157 堺市学童集団下痢症の発生を教訓として、「学校給食衛生管理基準」を遵守し、学校給食における安全管理を徹底する。児童生徒の喫食にあたり、食中毒、異物混入、食物アレルギー窒息等のリスク要因について全教職員で共通理解し、未然防止策及び発生時対応を徹底する。

② 食物アレルギーを有する児童生徒の給食の安全管理を徹底する。【小支】

すべての教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーショックを正しく理解し、担任だけでなく、除去食対応児童、学級児童、教職員が一体となったチェック体制とし、学校全体で事故防止に取り組む。さらに、「学校給食における除去食の対応（グループウェア配布文書）」の徹底により、食物アレルギーを有する児童生徒の誤配・誤食事故を防止し、適切な学校給食の提供の提供を行う。

◇感染症対策の徹底

① 堺市立学校園における新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル～「学校の新しい生活様式」～を踏まえた感染症対策の徹底【全】

学校園では上記マニュアルに基づき、感染症対策を徹底する。その上で、地域の感染状況を踏まえ、学習活動や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していく。

学校における調理実習の留意点（令和5年度版）

資料

本市においては、平成8年7月、学校給食に起因する腸管出血性大腸菌O157による学童集団下痢症が発生し、9,523人の方々がり患し、4人の方の尊い命を失った。学校園において食を扱う際には、以下の内容について最大限留意して指導する。

魚類及び魚類加工品に関する調理実習について

魚類及び魚類加工品を使った調理実習については、ヒスタミン検査対象食材（マグロ、カジキ、サバ、アジ、イワシ、カツオ、サワラ、ブリの赤身魚とその加工品）を除いて、調理実習を行うこと。※ヒスタミン検査対象食材で、だしをとることは可能とする。

（平成26年1月8日付教保第3163号、平成26年3月31日付学教第6454号参照）

食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について

食物アレルギーを有する児童生徒等については、学校生活管理指導表等に基づき、各疾患の特徴をよく知り、原因食物やアナフィラキシーの既往、緊急時の対応および連絡先等の個々の児童生徒等の症状等の特徴について教職員全員が十分に把握し、学校給食や食に関する活動において今一度十分な配慮をすること。

（令和3年10月20日付学給第1091号、平成29年3月28日付教保第2859号参照）

【学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱】

1. アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有
2. 日常の取組と事故予防
3. 緊急時の対応

（平成27年2月文部科学省「学校のアレルギー疾患に対するガイドライン要約版」より）

【留意点】

食材を扱う授業を実施する際には、複数の教職員によるダブルチェックを実施する等、校内体制を整え、児童生徒等の安全確保を徹底する。

【調理実習前】

- ① 事前に児童生徒等の食物アレルギーに関する調査を保護者に対して行うこと。
- ② 校内で複数の教員が関わり、計画、食材を確認する。
- ③ ①の調査票に基づくアレルゲン（原因食材）について、複数の教員で共有する。
- ④ 使用する食材の成分表を確認し、アレルギーを有する児童生徒等の保護者に確認する。
- ⑤ 持参薬の有無やエピペン等、危機対応の確認を行う。

【調理実習当日】

- ① 持参薬の管理。
- ② 調理前に、予定の成分表通りの食材であるか確認する。
- ③ 喫食前に、アレルギーを有する児童の食材について確認する。
- ④ 準備・喫食・片付け等の中でアレルギーを有する児童生徒等のアレルゲンを触れさせないように、注意する。

I 基本方針

- ① **学習指導要領及び学習指導要領解説**における配慮事項を十分に踏まえ、調理方法、食材について十分検討・点検し、食品の衛生管理に努める。
また、熱源や用具、機械など取扱いを誤ると危険を伴うものがあるので、常に安全管理と事故の防止に努める。火を扱うことの危険性について、子どもへの事前指導を行い、特に不用意に火に近づくことがないよう指導を徹底する。
- ② 生ものについては、給食の献立方針と同様に、すべての食材を加熱する。
- ③ 学校給食の献立にないものは、調理実習では取り扱わない。
＜例1＞ あえ物・炒め物・生の野菜・生の果物・手作りのマヨネーズ
※理由…加熱が十分できないため。加熱後、適正な温度管理ができないため。
ただし、一人分ずつのような少量の「野菜炒め」なら、下処理として野菜を湯通ししておく工夫等により、十分な加熱が考えられる。
＜例2＞ そば・落花生
※理由…アレルギー発症時の重篤度が高く、未発症である者も常に発症する可能性があるため。「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月文部科学省）」に基づく。
- ④ 調理室や調理器具の衛生や安全に注意し、食品の衛生管理に努める。
- ⑤ 調理後は、速やかに試食する。
- ⑥ 保存食については、でき上がり食品約50gをフリージングパックに採取して、担当指導者が冷凍庫内に2週間保存しておく。

II 食材の検収・保管

- ① 調理実習の食材は、新鮮なものを用いる。
- ② 品質、鮮度、品温、異物の混入、包装容器等の状況、消費期限、賞味期限等について、点検を行う。
- ③ 食材は、衛生管理が適正に実施されている店で、可能な限り実習当日に購入し、調理実習担当者が、冷蔵庫等に保管する。
- ④ 冷凍、冷蔵品の購入量は、実習当日に使い切る分量とし、残った食材は廃棄する。
- ⑤ 子どもに、調理実習の食材を持参させない。
- ⑥ 食材は、直接床面に接触しないようにする。
- ⑦ 冷蔵庫は、5℃以下であることを確認する。
- ⑧ 冷蔵庫等、保管場所は常に清潔に保たれるようにし、食材同士が接触しないよう、衛生管理に十分留意する。
- ⑨ 特に、食肉類、魚介類、卵類については、ビニール袋、容器等に入れて保管する。
- ⑩ 常温で保存する野菜は、蒸れないようにする。
- ⑪ ダンボール等に入れて購入した場合は、すみやかに取り出し、別容器に移しかえ保管する。

III 器具類の衛生管理

- ① 調理器具（包丁・まな板・ふきん・食器等）は、使用前に熱湯等で十分消毒し、使用後も十分洗浄し、乾燥させて保管する。
- ② 冷凍・冷蔵庫は、温湯で汚れを拭き取り、月1回程度アルコールで消毒する。
- ③ 調理台は、温湯で汚れを拭き取り、アルコールで消毒する。
- ④ 食肉類、魚介類、卵類の調理については、まな板等の調理用具を、それぞれ専用のものとする。
注意 生の肉や魚を扱った調理は、中学校で行うが、小学校では行わない。

IV 点検事項

《 事前点検 》

- ① 子どもの健康状態の把握
 - ・下痢をしている者の有無
 - ・発熱、腹痛、嘔吐をしている者の有無
 - ・手指に化膿性の傷がある者の有無（直接食材料を扱わない等、指導上配慮を要するため）
- ② 服装等
 - ・調理実習にふさわしい清潔な服装をしている。（必ずエプロン、マスクを着用し、三角巾で髪をおおうこと）
 - ・爪は、短く切っている。
- ③ 手洗い
 - ・石けんでよく洗い、十分水洗いする。その後、アルコールで消毒を行う。
 - ・特に、食肉類、魚介類、卵類等を取り扱う前と後には、必ず手洗い・消毒を行う。
- ④ 施設・設備（衛生状態の確認）
 - ・室内の清掃は行き届いている。
 - ・器具の洗浄、消毒をしている。
 - ・冷蔵庫の温度は適切（5℃以下）である。
 - ・冷蔵庫内は、整理整頓され清潔である。
 - ・食器の保管場所は、清潔である。
 - ・ネズミ、衛生害虫等は、駆除している。
- ⑤ 食材料
 - ・品質、鮮度、品温、異物の混入等を十分に確認する。
 - ・保管していた食品は、安全を確認してから使用する。

《 実習中 》

- ① 野菜類は、流水で十分洗浄し加熱する。
- ② 食品の中心部まで十分に加熱調理したことを確認する。
- ③ 点火しているコンロの左右側面には、絶対に近づかない。
- ④ 調理器具は、可能な限り食品別に使用する。
- ⑤ 生の食材や原材料を触った場合（野菜の皮むき、卵を割る等）や実習過程において手が汚れた場合は、必要に応じて十分手洗いをして、次の実習過程に移る。
- ⑥ 直接食品に触れるような場合は、使い捨て手袋を使用する。
- ⑦ 速やかに試食し、家庭などへ持ち帰りはない。

《 事後点検 》

- ① 食器、器具の洗浄・消毒は十分に行う。
- ② 残菜の処理は、適切に行う。
- ③ 調味料等の整理整頓を行う。
- ④ 室内の清掃を十分に行う。

《 その他留意点 》

【卵の調理について】

- ※子どもにも温度管理ができるよう、タイマーを使用する等工夫する。
- ※ゆで卵は、卵がかぶるくらいの水を入れて、強火にかける。沸騰後10～12分以上熱する。
- ※オムレツ、スクランブルエッグは、中心まで熱が達しにくいので、取り扱わない。

【じゃがいもの調理について】

- ※じゃがいもの芽や、緑色になった皮の部分は、しっかり取り除くこと。

地震発生時の学校園の対応について

堺市域 の震度	発生時刻	地震発生時（津波警報がない場合）の対応				連絡方法	
		学 校 園	幼 児 児 童 生 徒	教 職 員	市 役 所	連絡可能	回線不通
市域において 震度 5弱 以上	始業前に発生 (前日下校後 ～当日登校前に発生)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時休業 ・ 学校災害対策本部設置 	<p>《登校園時》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最寄りの安全な場所に避難する。 ・ 地震が収まったら、自宅か学校の距離的・時間的に近い方に向かう。 <p>《登校園した場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児児童は、保護者に引き渡すまで、学校園待機。 ・ 生徒は、原則学校待機。 ※教職員が校区内安全確認後、可能であれば帰宅させる。 ※状況によっては、保護者と連絡を取る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤前及び出勤途中の場合は、最寄りの安全な場所に避難し、地震が収まったら、家庭・家族の安全確認後、出勤する。 ・ 幼児児童生徒の安否確認 ・ 校舎等の被害状況の確認 ・ 学校園周辺地域・校区(通学路を含む)の被害状況の確認 <p>※校区内安全確認の際には、建物の倒壊や液状化の影響等にも注意する。</p>	<p>【震度6弱以上の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所開設 ・ 堺市災害対策本部設置 ・ 各区災害対策本部設置 ・ 職員動員計画に基づき、職員は全員配備（勤務時間外であっても、市域で震度6弱以上を観測したときには、全員配備の指令があったものとして、所属参集・直近参集のいずれかの任務につく） ・ 避難所対応職員は、担当する指定避難所に参集する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全市一斉臨時休業については、市教委からも保護者へ緊急連絡メールを配信 ・ 堺市HPに記事掲載 	災害時伝言ダイヤル(171)で対応
	授業中に発生 (放課後を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育・授業等を打ち切り、幼児児童生徒を避難誘導 ・ 学校災害対策本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動場に避難後、状況に応じて最寄りの安全な場所に避難する。 ・ 幼児児童は、保護者に引き渡すまで、学校園待機。 ・ 生徒は、原則学校待機。 ※教職員が校区内安全確認後、可能であれば帰宅させる。 ※状況によっては、保護者と連絡を取る。 <p>《下校中に発生》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最寄りの安全な場所に避難する。 ・ 地震が収まったら、自宅か学校の距離的・時間的に近い方に向かう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児児童生徒を避難誘導 ・ 幼児児童生徒の安否確認 ・ 校舎等の被害状況の確認 ・ 学校園周辺地域・校区(通学路を含む)の被害状況の確認 ・ 幼児児童生徒の保護者への引き渡し対応 <p>※校区内安全確認の際には、建物の倒壊や液状化等にも注意する。</p> <p>《帰宅途中に発生》</p> <p>【震度6弱以上の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最寄りの安全な場所に避難し、地震が収まったら、家庭・家族の安全確認後、参集する。 <p>【震度5強5弱の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校園長の判断に応じて、参集する。 	<p>【震度5強5弱の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理センター設置 ・ 警戒配備2号(軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配置) ・ 被害状況により、対策配備または全員配備へ、職員の配備区分を切り替える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校園からいくメール等で、学校園の状況や当日及び翌日以降の授業等について適宜保護者に連絡 ・ 学校園HPに記事掲載 	
	授業中以外に発生 (休業日を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校災害対策本部設置 <p>《休業日、休業前日に発生》</p> <p>【震度6弱以上の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休業日明けの登校園日を原則として臨時休業とする。 <p>【震度5強5弱の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休業日明けの登校園日は各学校園の状況に応じて判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児児童生徒の安否確認 ・ 校舎等の被害状況の確認 ・ 学校園周辺地域・校区(通学路を含む)の被害状況の確認 <p>【震度6弱以上の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭・家族の安全確保後、参集する。 <p>【震度5強5弱の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校園長の判断に応じて、参集する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所を開設しない場合でも、学校に市民が自主避難してきた場合は受け入れ、避難所対応職員を派遣する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業日に発生した場合は、被害状況等により、市教委が全市一斉臨時休業措置等の判断を行い、学校園に緊急連絡メールを配信 ・ 学校園からいくメール等で、学校園の状況や当日及び翌日以降の授業等について適宜保護者に連絡 ・ 学校園HPに記事掲載 		
震度 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育・授業等を中断し、避難誘導、学校園内の安全点検後、問題がなければ保育・授業を再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動場に避難後、状況に応じて最寄りの安全な場所に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児児童生徒を避難誘導 ・ 幼児児童生徒の安否確認 ・ 校舎等の被害状況の確認 ・ 学校園周辺地域・校区(通学路を含む)の被害状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理センター設置 ・ 警戒配備1号(情報収集及び伝達に必要な人員を配備) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急連絡事項がある場合は、学校園からいくメールや学校園HPで適宜情報発信 		

津波避難対象地域・津波注意地域（堺区、西区の一部）にある学校園の対応について

対象地域	警報の種類	発生時刻	対 応				連絡方法	
			学 校 園	幼児児童生徒	教職員	市役所		
津波避難対象地域	大津波警報 (3m<高さ) 津波警報 (1m<高さ≤3m)	始業前に発生	大津波警報及び津波警報発表時には、直ちに避難する。	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業 ・学校災害対策本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・登校途中の幼児児童生徒は、あらかじめ学校園・家庭で決めている津波避難対象地域外及び津波注意地域外の避難目標に向かって避難する。(津波避難ビルへの避難は最終手段) ・登校している場合は、教職員の誘導で直ちに避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤前及び出勤途中の場合は、家庭・家族の安全確認後、勤務学校園であらかじめ決めている津波避難対象地域外及び津波注意地域外の避難目標とする他の市立学校園に参集する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市災害対策本部設置 ・各区災害対策本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業については、市教委からも保護者へ緊急連絡メール配信 堺市HPに記事掲載 ・学校園からの情報発信は、たとえ回線が使用可能であっても、避難することを最優先する。 ・幼児児童生徒の避難が完了した後や、一時避難し海水が引いた後などに、避難目標とする津波浸水想定地域外の市立学校園から、情報発信を行う。 ・学校園HPに学校園の状況や幼児児童生徒の安否状況に関する記事を掲載する。 ・学校園からいくくるメール等で、保護者に適宜情報を発信する。 ※必要に応じて、市教委から情報発信を行う。 【ネットワーク使用不可能な場合】 ・災害時伝言ダイヤル（171）を活用する。 ★あらかじめ保護者に対しプリント等で、警報が出た場合の措置を周知しておく。
		課業中に発生 (放課後を含む)		<ul style="list-style-type: none"> ・保育・授業等を打ち切り、幼児児童生徒を避難誘導 ・学校災害対策本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の誘導で直ちに避難する。 ※避難場所・避難方法等は、各学校園のマニュアルによる。 <<下校中に発生>> <ul style="list-style-type: none"> ・下校途中の幼児児童生徒は、あらかじめ学校園・家庭で決めている津波避難対象地域外及び津波注意地域外の避難目標に向かって避難する。(津波避難ビルは最終手段) 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児児童生徒を、学校園であらかじめ決めている避難目標に向かって避難誘導する。 <<帰宅途中に発生>> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭・家族の安全確認後、勤務学校園であらかじめ決めている津波避難対象地域外及び津波注意地域外の避難目標とする他の市立学校園に参集する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報が出た場合は、職員は対策配備とし、総合的応急対策活動に必要な人員を配備。 ・市民の生命を守るために必要不可欠な対策を講じるなどの場合を除き、原則として津波浸水想定地域へは、職員を参集させない。 ・津波避難対象地域内の指定避難所は津波被害を受ける恐れがあることから、指定避難所の被害状況等を確認のうえ、安全が確認できた段階で開設することとし、当該指定避難所を担当する避難所対応職員は、一旦、避難所を管轄する区役所へ参集する。 	
		課業中以外に発生 (休業日を含む)		<ul style="list-style-type: none"> ・学校災害対策本部設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・家族の安全確認後、勤務学校園であらかじめ決めている津波避難対象地域外及び津波注意地域外の避難目標とする他の市立学校園に参集する。 		
津波注意地域	上記の津波避難対象地域に準ずる。							

基本施策 13 ひろがる教育の推進

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
放課後児童対策等事業待機児童数 (堺市教育委員会調べ)	2人 (令和2年5月1日現在)	0人
放課後児童対策等事業利用者の満足度(「満足」「おおむね満足」の割合) (堺市教育委員会調べ)	91.1%	95%
「保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があった(そう思う・どちらかといえばそう思う)」と答えた学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校 90.2% 中学校 95.4%	小学校 96% 中学校 97%

■主な取組

◇学校、家庭、地域を結ぶ人材の育成

①学校内外で実施される研修機会の活用【小中】

P T A等の社会教育関係団体が主催する研修、教育委員会が主催する「地域コーディネーター育成講座」など学校の内外で実施される研修の機会や「企業による学びの応援プログラム(教育委員会提供)」などの出前講座のプログラムを活用し、学校教職員や地域コーディネーターが保護者や地域の方など、多様な主体との連携・協働について理解を深めることができる機会の充実に努める。

◇基本的な生活習慣の確立

①睡眠教育「みんなく」の推進(再掲)【全】

医学的に必要とされる睡眠時間は、小学生で9～10時間、中学生で8～9時間とされており、令和2年度堺市「子どもがのびる」学びの診断及び令和3年度堺市学習・生活状況調査結果によると、必要睡眠時間が確保されている児童生徒の割合は、小学校6年生でR2 28.7%→R3 45.7%(22時まで就寝)、中学校2年生でR2 33.7%→R3 39.1%(23時まで就寝)となっている。

睡眠時間が短くなる要因として、ゲームやパソコン、スマートフォン等の長時間使用があげられ、同調査でもこれらの使用時間が長くなるにつれ、睡眠時間が短くなっている。

児童生徒の睡眠改善には、睡眠の大切さやスムーズに寝るための方法などを伝えるとともに、ゲームやパソコン、スマートフォン等の使用方法を考えさせることが大切である。

睡眠の乱れが子どもたちの健康障害を引き起こし、学習意欲の低下、情緒不安定につながるという医学的根拠や研究データを踏まえ、引き続き各校において睡眠教育「みんなく」を軸に「家での7つのやくそく」の定着を図る。

基本的な取組として、児童生徒の睡眠実態を把握するとともに、睡眠に関する知識を学ぶ授業や個別面談等を

進める。また、幼児児童生徒の睡眠改善は、保護者や地域の協力が欠かせないことから、PTAや自治会等と連携し、小中連携等により中学校区で啓発を行う。

◇健全育成に関する活動や保護者への「親育ち」への支援

①社会教育関係団体と連携した「親育ち」への支援【全】

地域の一部の人々だけが学校支援活動や地域活動に協力するのではなく、地域全体で子ども達の学びを展開し、子どもとの関わりのなかで子どもも大人も育ちあう教育体制を推進するため、保護者同士のつながりを深め、自ら学び育つ「親育ち」について、PTA等の社会教育関係団体が実施する研修や行事との連携・協働に努める。

◇学校や教育活動に関する情報の公開と発信による信頼の構築

① 公開と発信による信頼の構築【全】

報道機関・学校園ホームページ等を活用し、学校園の教育活動を積極的に公開・発信することにより、本市立学校園の素晴らしい取組をアピールし、信頼の構築につなげる。

第3章 教育課程の編成と実施にあたって

1 幼稚園

教育課程の編成の基本方針

各幼稚園においては、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成する。

編成にあたっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえ、各幼稚園の教育目標を明確にするとともに、編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるように努める。

◆具体的なねらいと内容の設定

幼稚園生活全体を通してねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験、発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を設定する。

◆教育週数

教育課程に係る教育週数は特別の事情がある場合を除き 39 週を下ってはならない。

◆教育時間

1日の教育課程にかかる教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮する。

◆指導計画の作成と評価・改善

教育課程を実施するために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置きながら、幼児の生活に即して具体的に指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行う。また、指導の過程についての評価を行い、常に指導計画の改善を図る。

◆幼児期にふさわしい生活の展開・発達の課題に即した指導

幼児が安定した情緒の下で自己を十分に発揮し、発達に必要な体験を得ることができるよう幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにする。また、幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い多様な経過をたどることや、幼児の生活経験がそれぞれ異なることから、一人ひとりの発達の課題に即した指導を行う。

◆小学校教育との接続

幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする。また、幼児と児童の交流、小学校の教職員との意見交換や合同研修の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど小学校との連携を図る。

◆家庭や地域社会との連携

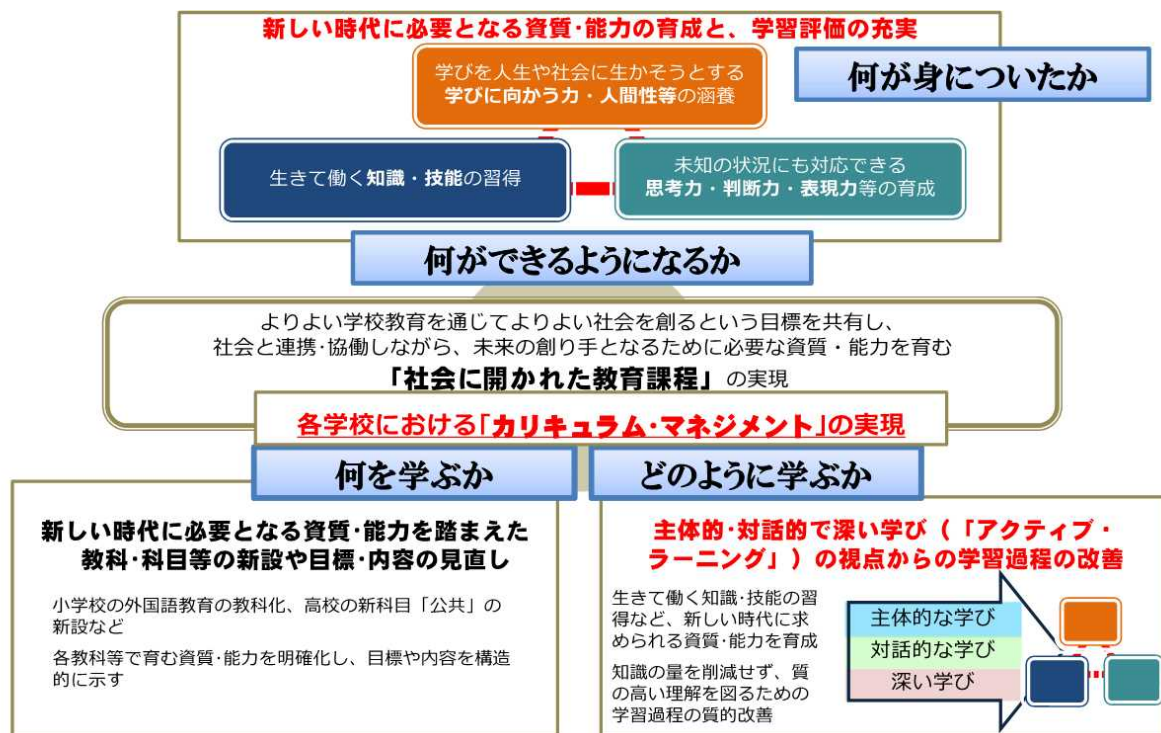
保護者と情報交換したり、保護者と幼児がともに活動したりする機会を設けるなど、家庭との連携を図り、幼児の生活がより充実したものとなるようにする。また、堺市ホームページに掲載の「わくわくスタート堺っ子」等も活用し、幼児期の教育に関する保護者の理解が深まるように配慮する。さらに、地域の人材、自然や公共施設など、地域の資源を積極的に活用することで、幼児が豊かな生活経験を得られるように工夫する。

2 小学校、中学校

教育課程の編成の基本方針

校長の責任のもと、各学校の自主・自律により、特色ある社会に開かれた教育課程の実現を図るため、児童生徒や地域社会の実情を十分踏まえ、小中一貫グランドデザインに基づき義務教育9年間を見通した教育課程を編成し、確実に実施する。また、組織的・計画的に進捗状況を確認し、不断の改善を図る。

◆各学校の特色ある開かれた教育課程の実現編成に向けて



教育課程の編成に当たっては、学習指導要領で示す教科等の目標を踏まえるのみならず、「第3期未来をつくる堺教育プラン」等の本市の方針を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にすることが重要である。その際、教育目標に照らしながら各教科等の授業のねらいを改善したり、教育課程の実施状況の評価したりすることが可能となるよう、義務教育9年間を見通した学校教育全体及び教科等の指導を通じてどのような資質・能力をめざすのかを明らかにし、学校・地域の実態やねらいを十分に反映した具体性のある教育目標を策定する必要がある。

「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、めざすべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくためには、各学校の教育目標を含めた特色ある教育課程の編成についての基本的な方針を、家庭や地域とも共有していくことが重要である。

また、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅を拡大させ、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実等に資するより効果的な教育を実施する観点から、教科等ごとの授業時数の配分の変更により特別な教育課程の編成を認める授業時数特例校制度を有効に活用することも考えられる。

◆各学校の教育の質の向上を図る、カリキュラム・マネジメントの充実に努める

各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、

- ①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- ②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質を図っていくこと(カリキュラム・マネジメント)に努める。

また、各学年・各教科等の年間指導(評価)計画にもとづき、少なくとも月ごとの学習指導内容の進捗状況や授業時数の確保状況を、点検し把握する。把握した実施状況により、年間指導(評価)計画を見直すなど、指導すべき内容を指導できる時間の授業時数を確保するための校内体制を確立するなど、学校組織として取り組む。

学習評価

◆目標に準拠した評価の適切な実施

各教科等の目標及び内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理された、学習指導要領の下で指導と評価の一体化を推進する観点から、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点を観点別学習状況の評価の観点とする。

また、評価した結果から、指導のねらいの達成状況をふり返り、授業の改善につながるよう学習指導と学習評価を一連のものとして実施する。なお、評価に関する資料は、重要な個人情報であるため、取扱いには細心の注意を払うこと。

◆妥当性・信頼性の高い学習評価の実施

妥当性・信頼性の高い学習評価にするため、学期末等の機会を捉えて、組織的・計画的に評価結果(設定した評価規準や判断基準、評価方法等を含む)を見直す機会を設ける。

また、あらかじめ設定した学習評価の判断基準や評価方法については、教員間で共通理解し、子どもや保護者へ周知する。学習評価の結果については、評価資料や懇談などをとおして、子どもや保護者への説明責任を果たす。

国語

◆適切な年間指導計画の作成と確実な実施

国語科の指導内容は、系統的・段階的に上の学年につながっていくとともに、螺旋的・反復的に繰り返しながら学習し、資質・能力の定着を図ることを基本としている。

このことから、学習指導要領に示された指導事項を漏れなく指導するために、年間を見通して、指導事項を指導計画に適切に位置づけ、確実に指導する。

◆言語活動を通じた資質・能力の育成

言語能力を育成する中心的な役割を担う国語科においては、言語活動を通して指導事項を指導する。また、単元の目標の実現にむけて、学習指導要領解説に示された言語活動例を参考にしながら、児童生徒の実態に応じて、言語活動を設定する。

言語活動の設定にあたっては、児童生徒が言語活動に興味をもてるようにしたり、身に付けさせたい力に合わせて思考・判断・表現させたり、目的に沿って試行錯誤しながら自らの学習を調整させたりするなど、創意工夫する。

◆硬筆及び毛筆を使用する書写の指導の確実な実施

硬筆を使用する書写の指導は、小中学校ともに、各学年で行う。

毛筆を使用する書写の指導は、小学校においては第3学年以上の各学年で、中学校においては各学年で行い、硬筆による書写の能力の基礎を養うよう指導する。なお、中学校においては、毛筆を使用する書写の指導と硬筆を使用する書写の指導との時数の割合は、学校及び生徒の実態に即して、適切に設定する。

また、筆ペンのみを使用した書写の指導を、毛筆を使用する書写の指導とみなすことはできない。

◆各領域等における配当授業時数

	小学校			中学校		
	第1・2学年	第3・4学年	第5・6学年	第1学年	第2学年	第3学年
話すこと・聞くこと	年間 35 単位 時間程度	年間 30 単位 時間程度	年間 25 単位 時間程度	年間 15～25 単位 時間程度	年間 10～20 単位 時間程度	
書くこと	年間 100 単位 時間程度	年間 85 単位 時間程度	年間 55 単位 時間程度	年間 30～40 単位 時間程度	年間 20～30 単位 時間程度	
読むこと	年間 171～180 単位時間程度	年間 100 単位 時間程度	年間 65 単位 時間程度	年間 55～75 単位 時間程度	年間 45～65 単位 時間程度	
書 写	※硬筆を使用する書写の指導を実施するが、学習指導要領解説に授業時数の示しはない。	年間 30 単位時間程度		年間 20 単位 時間程度	年間 10 単位 時間程度	

社 会

中学校社会の指導

◆並行学習の実施

第1学年、第2学年を通じて、地理的分野、歴史的分野について並行して学習を行う。なお、地理的分野の学習は第2学年で終了し、歴史的分野の学習については、第3学年で歴史的分野を40単位時間程度学習した後、公民的分野の学習を行う。

◆指導計画の作成

並行学習を行うにあたって、年度当初に、単元や期間等で各分野の切り替えを計画する等、年間を見通した指導計画を作成する。

◆副読本「わたしたちの堺」の活用

学習指導要領に基づき、堺市中学校社会科副読本「わたしたちの堺」(デジタル版を含む)を活用した学習を進める。

(例)・地域の課題を追究したり解決したりする活動の中で、観察や野外調査の見通しをもたせる際に活用したり、記載の地形図や主題図、グラフや表などの資料を調査対象として扱ったりする。

- ・身近な地域の歴史学習を通して、堺に受けつがれてきた伝統や文化への関心をもち身近な地域の歴史的な特徴を多面的・多角的に考察し表現する活動の中で、記載されている資料を活用する。
- ・地方自治の基本的な考え方について理解する活動の中で、住民の権利や義務に関連付けて記載されている堺の政治や選挙の仕組み、歳出や歳入の状況などの資料を活用する。

理科

◆観察・実験中の安全性の確保

観察・実験等の指導に当たっては、事故防止に十分留意する。

- ・日頃から理科室内を整理整頓し、器具等の点検、整備を行うことや児童生徒への安全指導を徹底する。
- ・観察・実験の安全を確保するために予備実験を行い、起こりうる危険を予見し、未然に防ぐための工夫や配慮をする。
- ・児童生徒に観察・実験のねらいを十分把握させるとともに、器具の使用方法や注意点等の指導を行う。また、保護眼鏡の着用等により安全性の確保に努める。

◆試薬類の適正な管理

- ・定期的な数量の確認及び簿冊等による確実な管理を行う。
- ・適正な管理、取り扱いを行い、新規購入や調整は必要な物、必要な量にとどめる。
- ・不要な薬品や廃液等は、適切に処理する。

◆適正な年間指導計画の作成と確実な実施

- ・学習指導要領に示されている学習事項については、当該学年で確実に指導する。
- ・年間指導計画の作成においては、全学年で年間を通して各分野ともにおよそ同程度の授業時数を配当する。

外国語及び外国語活動、英語

小学校における指導

◆外国語活動、外国語の指導の推進

新学習指導要領に基づき、令和2年度から中学年で外国語活動、高学年で外国語を実施する。

第3・4学年 外国語活動

- ・年間で35単位時間の外国語活動を実施する。
- ・指導の際には、文部科学省作成の教材「Let's Try!」等を使用し、中学年において英語にふれる体験をととして、外国語学習への興味・関心を育てる。

第5・6学年 外国語

- ・年間で70単位時間の外国語科の授業を実施する。
- ・実際に外国語を用いた言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。言語活動は、具体的な目的や場面、状況を設定し、児童がそれらに応じて自分の考えや気持ちを伝え合うことができるよう指導する。なお、「読むこと」「書くこと」については5年生からの指導となることから、2年間で慣れ親しみをめざすものであることに留意する。

◆言語活動を通じた指導の推進

コミュニケーションを図る素地・基礎は言語活動を通して育成する。外国語教育における、言語活動は、「実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合う活動」である。実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合う活動の中で、情報を整理しながら考えなどを形成する「思考力、判断力、表現力等」が活用されると同時に、英語に関する「知識及び技能」が活用される。英語を用いているが、考えや気持ちなどを伝え合う要素がない活動や日本語だけで情報を整理しながら考えなどを形成する活動は外国語教育における言語活動に当たらない。例えば、発音練習や歌、英語の文字を機械的に書く活動は言語活動でなく、練習である。練習は言語活動を成立させるために重要であるが、練習だけで終わることがないように留意する。

◆全校体制による研修の推進

全教員による校内研修を実施する。その際、ネイティブスピーカーや地域人材等を有効に活用し指導や評価に関する実践的な研修を推進する。

◆中学校区での連携の推進

中学校教員と連携を図りながら、校区内小学校での授業の実施や、小学校間および小中学校間で指導計画の作成や研修等について連携を図ることにより、中学校英語へ円滑に移行できるようにする。

2017	2018	2019	2020 【小全面実施】	2021 【中全面実施】	2022	2023	2024
			小3活動 35H	小4活動 35H	小5教科 70H	小6教科 70H	中1
	小2	小3活動 25H	小4活動 35H	小5教科 70H	小6教科 70H	中1	中2
	小3活動 15H	小4活動 25H	小5教科 70H	小6教科 70H	中1	中2	中3
小3 7H	小4活動 15H	小5教科 60H	小6教科 70H	中1	中2	中3	高1
小4 7H	小5活動 50H	小6活動 60H	中1	中2	中3	高1	高2
小5活動 35H	小6活動 50H	中1	中2	中3	高1	高2	高3

※2024年度まで、毎年異なる授業時数の外国語教育を経験した児童が中学に入学する。

◆適切な評価の実施

外国語活動の評価は、本市で定めた評価の観点に照らして、児童の学習状況における顕著な事項についてその特徴を記入するなど、文書の記述により児童にどのような力が身に付いたかを評価する。外国語の評価は、中学校の英語と同様に、その特性及び発達の段階を踏まえながら、数値による評価を行う。

中学校英語の指導

◆小学校での学習を活かした英語指導の実施

小学校での学習内容を活用した接続の見える授業を行い、語彙、表現などを言語活動の中で繰り返し活用し、話したり書いたりして表現できるような段階まで定着させる。

言語活動では具体的な課題等を設定し、生徒が外国語によるコミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現文法の知識を、五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用できるよう工夫する。なお、対話的な言語活動を一層重視する観点から、新設である「話すこと[やり取り]」の領域の指導を確実にを行い、即興で情報を交換したり、お互いの考えや気持ちなどを伝え合ったりすることができるよう指導する。

◆英語の授業は英語で行うことを基本とする

生徒が英語に触れる機会の充実を図るとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面

とするため、授業は英語で行うことを基本とする。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるようにすることに留意する必要がある。

◆技能別目標の設定と技能テストの実施

各学校で学年ごとの目標を適切に定め、3学年間を通じて外国語科の目標を「CAN-DO リスト」として設定する。また、設定した目標に対し、生徒の聞く、読む、話す（発表）（やり取り）、書く力がどの程度育成されたかを把握するために、技能テスト（パフォーマンステスト）を実施する。

特別の教科 道徳

◆道徳教育の要としての道徳科の充実

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として特別の教科 道徳（以下「道徳科」という）を位置付け、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うようにする。道徳科においては、道徳的諸価値についての理解を基に自己をみつめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方についての考えを深める学習をとおして、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

◆組織的な道徳教育の推進

校長の明確な方針及びリーダーシップのもと、道徳教育推進教師を中心とした全教職員による機能的な指導体制を確立し、道徳教育を推進する。

◆実効性のある全体計画の作成

地域、子どもの実態と課題、保護者・教師の願いを踏まえて、「めざす子ども像」を明確にし、道徳教育重点目標を定め、全体計画を作成する。

また、各教科と道徳教育の関連を図った指導が行えるよう、全体計画の別葉を活用して、指導内容及び指導時期を計画する。

◆指導の工夫・改善と評価

指導にあたっては、年間 35 単位時間（小学校第1学年は 34 単位時間）を確保するとともに、全体計画に基づいて、すべての学年ですべての内容項目を取りあげて指導する。また、重点目標等に関わる内容項目を複数回にわたって指導するなど、子どもの発達段階や学校の実態に即して計画的・発展的な指導が行えるよう、工夫・改善を図る。

また、道徳科の授業を通して、学習状況や道徳性にかかる成長の様子を評価するとともに、子どもを認め励ます個人内評価をすすめ、次の授業改善に活かすことができるよう工夫する。

総合的な学習の時間

◆探究的な学びをめざして、以下の過程で学習をすすめること

【課題の設定】

体験活動などをおして、課題を設定し課題意識をもつ

【情報の収集】

必要な情報を取り出したり収集したりする

【整理・分析】

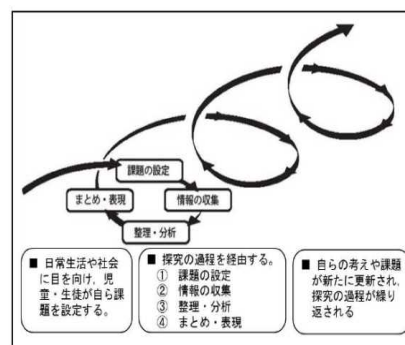
収集した情報を、整理したり分析したりして思考する

【まとめ・表現】

気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する

※配慮事項

- ・言語により分析し、まとめたり表現したりすること(レポート・プレゼン・報告会)
- ・比較する、分類する等の「考えるための技法」(思考ツール等)を活用すること



[中学校学習指導要領(平成29年告示)解説
総合的な学習の時間編]より

◆他者と協働して主体的に取り組む学習活動にするために①～③を大切にすること

- ①多様な情報の収集に触れる
- ②異なる視点から検討できるようにする
- ③地域の人と交流したり友達と一緒に学習したりする

体験活動や表現活動を大切に、他者と共に学ぶことで、個人の学習の質を高め、同時に集団の学習の質も高める。

◆全体計画と年間指導計画の見直し・改善と適切な評価を実施すること

各学校の学校教育目標を踏まえ、「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成をめざす具体的な資質・能力」を設定する。また、それに基づき、年間指導計画を作成し、適宜見直し・改善を図る。

総合的な学習の時間の評価にあたっては、学習指導要領が定める目標を踏まえて各学校が目標や内容を設定するという総合的な学習の特質から、各学校が観点を設定するという枠組みが維持されている。評価の観点については「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の三観点に整理して、指導と評価の一体化を図る。

特別活動

◆特別活動の「全体計画」と「各活動・学校行事の年間指導計画」の作成

特別活動の「全体計画」と「各活動及び学校行事の年間指導計画」を作成する。

特別活動については、教科のように具体的な内容までは示されていないなどの弾力性を積極的に生かし、各学校において特色ある指導計画を作成する。そのためには、まず、地域や学校、児童生徒の実態等を踏まえ、学校としての基本的な指導構想を明確にし、それに即した創意ある計画を立てる。

◆特別活動の授業時数

「学級活動」（学校給食に係るものを除く）の授業時数は、年間 35 単位時間（小学校第 1 学年は 34 単位時間）である。「学級活動」と密接に関連するものであっても、他の教育活動（「児童会・生徒会活動」、「学校行事」等）については、「学級活動」の目標やねらいの達成をめざすものではないので、「学級活動」の授業時数とは、明確に区別する。

「児童会・生徒会活動」及び「学校行事」は、地域や学校、児童生徒の実態等を踏まえ、それぞれの目標やねらいが十分に達成できるようによく検討した上で、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を設定する。

小学校の「クラブ活動」は、主として第 4 学年以上の同好の児童をもって組織し、目標やねらいが十分に達成できるようによく検討した上で、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を設定する。（小規模校においては、第 3 学年以下の学年からの実施も考えられる。）

◆主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

特別活動は、様々な構成の集団から学校生活を捉え、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活をめざして様々に行われる活動の総体であることから、特に、学級活動においては、「①問題の発見・確認→②話し合い→③合意形成・意思決定→④実践→⑤振り返り」の一連の学習過程を重視する。

◆総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

学習指導要領総則第 1 章第 2 の 3 (2) エに、「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」とある。これは、特別活動における体験活動を実施したことにより、総合的な学習の時間の代替を認めるものではないことに留意する。

◆儀式的行事の意義

入学式や卒業式等の儀式的行事は、学校生活に有意義な変化や折り返しを付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにする。

◆遠足・旅行・集団宿泊的行事実施上の留意点

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについて体験を積む活動を行う。その際には、子どもの心身の発達の段階、安全、環境、交通事情、経済的な負担、天候、不測の事故、事故の発生時における対応策などに十分配慮する。

特に、食物アレルギーを有する子どもについては、「学校生活管理指導表」等に基づき、教職員全員が十分に把握し、間食などについても十分注意する。

◆国旗及び国歌の指導

子どもたちが信頼される日本人として成長していくために、国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることは重要である。このような意義を踏まえ、入学式や卒業式などにおける国旗掲揚・国歌斉唱については、以下のとおり適切に実施する。

国旗掲揚(壇上に吊り下げ) 国歌斉唱(全員起立 式次第に明記)

小学校における国旗及び国歌の指導については、社会科において、意義を理解させ、これらを尊重する態度を育てるとともに、音楽科において、国歌「君が代」が、いずれの学年においても歌えるよ

う、年間指導計画に位置付け、適切に指導する。

中学校では、小学校段階での指導の上に、社会科、特別活動等において、国旗及び国歌に対する理解と尊重する態度を育てる。

◆適切な評価の実施

特別活動の評価にあたっては、各学校が定めた特別活動全体に係る評価の観点に照らし、各活動・学校行事におけるそれぞれの子どもの学習状況の顕著な事項について記入するなど、子どもにどのような力が身に付いたかを評価する。

評価にあたっては、子どもの自己評価や相互評価等を参考にしたり、教員間で情報を共有したりするなどして、子ども一人ひとりのよさや可能性の発見に努めるとともに、指導の改善に生かす。

3 高等学校

教育課程の編成の基本方針

学習指導要領に基づき、一人ひとりの社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力や実践的態度を育成すべく、適切な教育課程及びシラバスを編成し、生徒のキャリア発達を促す教育を推進する。

◆教育課程の編成等

生徒の能力・適正、興味・関心、進路希望等に応じた特色ある教育課程の編成・実施に努める。また、専門教育を通して生徒一人ひとりの個性の伸長を図り、豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成する。

教育計画の作成にあたっては、育てようとする生徒像を示すなど、学校としてめざす教育を明らかにし、学校の特色を踏まえた具体的な目標を設定する。保護者等に対して、教育計画やその達成状況について機会をとらえて説明し、理解を得るよう努める。

令和4年度から年次進行で実施されている、新学習指導要領に留意する。

◆学習指導

学習指導要領の趣旨を踏まえて、基礎的・基本的な学習内容の定着を図り、実践的、体験的な学習を取り入れる。また、生徒の実態に応じて、学習内容を精査し、指導方法の工夫改善に努めるとともに、授業日数及び各教科・科目等の授業時数を確保し、生徒が希望する進路にすすむことができるよう、充実した教育活動を実施する。

「大学入学共通テスト」を見通した学習指導の充実に努める。

道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う指導を行う。

◆学習評価の適切な実施

各教科・科目等の目標及び内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理された、新学習指導要領(令和4年度から年次進行)の下で指導と評価の一体化を推進する観点から、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点を観点別学習状況の評価の観点とする。また、評価した結果から、指導のねらいの達成状況を振り返り、授業の改善につながるよう学習指導と学習評価を一連のものとして実施する。

妥当性・信頼性の高い学習評価にするため、学期末等の機会を捉えて、組織的・計画的に評価結果(設定した評価規準や判断基準、評価方法等を含む)を見直す機会を設ける。

◆定時制教育

生徒の多様な教育的ニーズに配慮し、社会の変化に対応した指導が行えるよう、教育内容の精選と指導方法の工夫・改善に努める。職場や家庭と連携をとりながら、生徒一人ひとりに対しカウンセリングマインドのある指導を行う。

4 支援学校

教育課程の編成の基本方針

一人ひとりが障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識・技能・態度及び習慣を養う教育の推進に努める。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の趣旨及び内容を踏まえ、教育課程を適切に編成し、実施する。

◆一貫性と系統性のある教育課程の編成と主体的な学習の推進

各教科等においては、一貫性と系統性のある教育課程を編成し、子どもが主体的に学習に取り組む態度を養うため、学習課題や活動を自己選択・自己決定する機会を設けたり、習得した知識・技能等を実際の生活の中で活用したりできるよう工夫する。

◆課題選択や自己の生き方を考える機会の充実

自立と社会参加に向け、勤労観や職業観を育成するため、児童生徒が豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くようにするとともに、主体的な活動に関して適切な支援を行い、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成に努める。

また、進路指導をはじめ、学校の教育活動全体を通じて、ガイダンス機能の充実を図る。

◆交流及び共同学習の推進

児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、幼稚園や小中学校との交流及び共同学習を計画的、組織的に行う。

また、地域の人々等と活動を共にする機会を積極的に設けるなど、ともに学び、ともに育つ教育の推進に努める。

◆一人ひとりの障害の状況に応じた一貫した支援の充実

一貫した教育的支援を行うため、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携して「個別の教育支援計画」を作成するとともに、評価の方法を工夫し、子どもの成長や発達の様子を継続的・総合的にとらえるようにする。

◆指導と評価の一体化に基づく指導の充実

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援のため、的確な実態把握に努めるとともに、各教科等において「個別の指導計画」を作成し、一貫性と系統性のある主体的な実践、評価、改善を学校全体として進める。

◆「自立活動」の充実

障害の重度・重複化、多様化に対応するため、自立活動においては学習指導要領の趣旨を踏まえ、子ども一人ひとりの障害に応じた適切な指導の充実に努める。

また、各教科等と密接な関連を保つようにし、計画的・組織的に取り組むとともに、具体的な指導方法を創意工夫し、主体的な活動を一層推進する。

◆支援学校のセンター的機能の充実

これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を活かし、特別支援教育コーディネーター等を中心に各学校園からの要請に応じ、必要な助言・支援を行い、地域における特別支援教育の充実を図る。あわせて、校外への派遣に伴う校内体制づくりに努めること。

※外部専門家については、校内での活用を充実させるとともに、地域支援担当教員と連携し、学校園においての事例相談や教育相談等を積極的に実施する。

第4章 人権教育の推進について

1 人権教育の推進

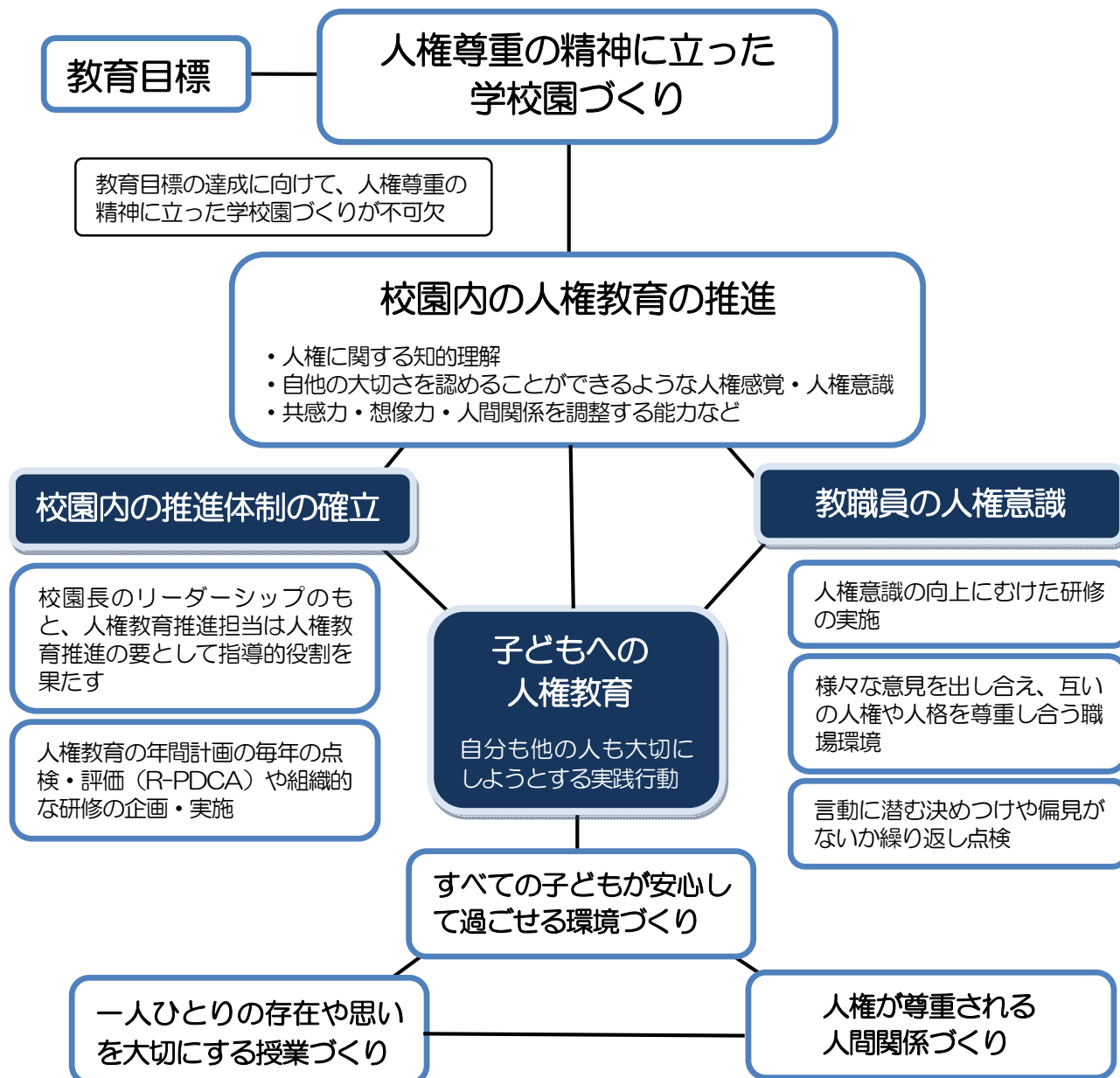
1 人権教育の目標

人権教育の目標は「児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにする」（人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕より）ことである。

2 人権教育の取組方針

人権尊重の精神に立った学校園づくり

各学校園においては、「堺市人権教育推進方針」に基づき、教職員が人権尊重の理念を十分に認識し、教職員ならびに子どもたちの自らの人権意識の向上につながるよう、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校園づくりを進めていかなければならない。



- ・子ども一人ひとりが大切にされていることを実感できる教育実践に努める。
- ・お互いのよさや可能性を発揮できる取組を推進し、子どもどうしが認め合える仲間づくりを進める。
- ・同和教育、在日外国人・国際理解教育等、個別の人権課題の解決に向けた教育を積極的に推進する。
- ・様々な人権課題、教科等で関連する分野を取り扱う際には、それらの課題に関わる子どもがいることを前提とし、子どもの内面や背景を深く捉え、特に配慮する。
- ・日本語指導が必要な子どもには、特別の教育課程を編成した日本語指導等を実施する。
- ・性的指向及び性自認に対する理解を深め、指導者がよき理解者、相談者となれる言動及び実践を行う。
- ・子どもの思いに寄り添い、丁寧な言葉づかいや態度を常に心がける。

3 教育課程編成上の留意点及び人権教育年間計画の作成

人権教育があらゆる教育活動を通じて、計画的・組織的に推進されるよう、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にし、これまでの成果や課題を踏まえた教育課程を編成することが重要である。教育課程の編成にあたっては、次の4点に留意する。

- ① 「地域の教育力」を活用する
- ② 「体験的な活動」を取り入れる
- ③ 学習形態、教育方法の工夫を行う
- ④ 人としてのあり方、生き方につながる進路学習と関連させる

小学校低学年（小1～小3）では①～③の領域をバランスよく計画し、個別の人権課題につながる教育を各学年で実施する。小学校高学年（小4～小6）・中学校では個別の人権課題を、小中それぞれ3年間を通して実施されるよう計画する。学校園や地域の実態、児童生徒の発達段階に応じて、様々な人権にかかわる教育を積極的に取り組む。

人権基礎教育

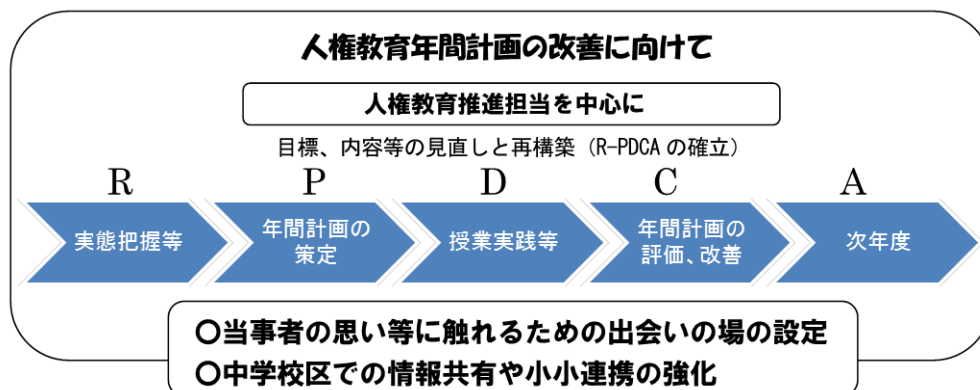
- （自分自身に関すること）生命の大切さ
 - ・自分と家族とのかかわり
- 自分と集団（他者）とのかかわり
- 自分と（自然や）社会とのかかわり

注：（ ）は幼稚園

個別の人権課題の解決に向けた教育

- ・子どもの人権にかかわる教育
- ・同和教育
- ・ジェンダー平等教育
- ・障害者理解教育
- ・在日外国人・国際理解教育
- ・福祉教育（高齢者福祉を含む福祉全般）
- ・性的指向及び性自認に関する人権、日本人拉致問題に伴う人権侵害等についての教育（さまざまな人権にかかわる教育）
- ・インターネットによる人権侵害

指導にあたっては、大阪府教育委員会作成「人権教育教材集・資料」や、本市作成「堺版人権教育教材集・資料集」「指導資料（人権教育研修動画・学習指導案）」等の教材を積極的に活用し、また、令和5年4月1日に施行される「子ども基本法」をはじめとする関係法令等も意識しながら指導すること。



2 平和教育の推進

本市では、昭和 58(1983)年に市議会において「非核平和都市宣言」が議決され、「平和憲法と市民の平和で安全な生活を守るため、世界の人々と手をつなぎ、核兵器の完全禁止」を強く訴えてきた。また、平成 19 (2007) 年に平和と人権の大切さを国内外に発信し、平和社会の実現に寄与することを目的として、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」が施行された。

平和教育は、日本国憲法の理念に基づく教育基本法及び学校教育法の根本精神を基調とし、学習指導要領に則って実施する。子どもたちが平和や生命の尊さを理解し、わが国の文化や伝統に誇りをもつとともに、国際社会の一員として、世界平和に貢献する資質や態度の育成をめざして、学校園の教育活動全体を通して行うことが重要である。

指導上の留意点

- ◆校園長を中心として、指導内容や方法について全教職員の共通理解を図り、指導の充実に努める。
- ◆教育基本法第 14 条の規定に基づき、適切に実施し、教育の中立性を確保する。
- ◆児童生徒の発達段階に応じ、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と関連させるとともに、校種間の連携をとりつつ、計画的・系統的に指導する。
- ◆児童生徒自らが主体的に学習に取り組むことができるよう、図書や映像資料、インターネット等を活用した情報収集、戦争体験者からの聞き取り、資料館や戦跡のフィールドワーク等の体験を重視した参加型の学習活動を積極的に取り入れる。
- ◆学習内容や諸資料の活用については、学習指導要領等の趣旨に従い、特定の見方や考え方に偏った取扱いにならないよう留意する。児童生徒自身が多面的・多角的に思考、判断ができるよう指導する。
- ◆在日外国人・国際理解教育及び環境教育等の人権教育と関連させ、内容を深めることができるよう、各学校園の実態に応じた創意工夫ある取組を行う。

参考資料

1 学習指導要領改訂と教科書採択のスケジュール

		2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
幼稚園	教育要領	改訂	周知徹底	H30年度～ 全面実施							
	学習指導要領	改訂	周知徹底	移行措置		R2年度～ 全面実施					
小学校	教科書	検定 <small>※特別の教科 道徳のみ</small>	採択 <small>※特別の教科 道徳のみ</small>	検定	採択			検定	採択		
	学習指導要領	改訂	周知徹底	移行措置			R3年度～ 全面実施				
中学校	教科書		検定 <small>※特別の教科 道徳のみ</small>	採択 <small>※特別の教科 道徳のみ</small>	検定	採択			検定	採択	
	学習指導要領		改訂	周知徹底	移行措置			R4年度～ 学年進行			
高等学校	教科書					検定	採択 検定	採択 検定	採択		
	学習指導要領		改訂	周知徹底	移行措置			R4年度～ 学年進行			

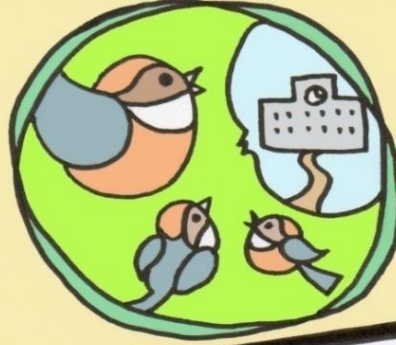
2 教科書採択における公正確保の徹底

教科書採択については、保護者や地域住民等からいかなる疑念も抱かれることなく、公正性・透明性の確保に万全を期すために、以下について取り組む。

- (1) 教育委員会又は所属長の承認を得ることなく教科書発行者と接触することを禁止する。
- (2) 教科書の検定・採択期間中において、教科書発行者が関係する研修会等に参加することを禁止する。
- (3) 教科書発行者から教科書に係る執筆、助言等を求められた場合は所属長に申し出、所属長は速やかに教育委員会に報告する。
- (4) 教科書発行者に教科書に係る執筆、助言等を行った場合、謝礼等を受領することを禁止する。
- (5) 教育委員会は、教科書に係る執筆、助言等を行った教員等を、採択事務に関与させない。



じかん
時間を
き
決めよう



かぞく
家族と
はな
話そう

しょくじちゆう
食事中は
てれび
TVを消して
かぞく
家族で
はな
話そう

家での7つのやくそく

7のつく日は7つのやくそくデー

ぜんじつ
前日に
たし
確かめよう

はやね
早寝
はやお
早起き
をしよう

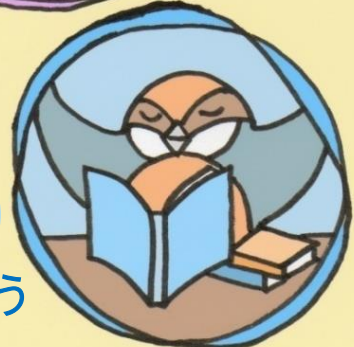


市の鳥「モス」

すす
進んで
べんきよう
勉強しよう



ほん
本を
よ
読もう



あさ
朝ごはんを
た
食べよう

- 1 早寝早起きの習慣をつけよう。
- 2 朝ごはんを毎日食べよう。
- 3 家族との対話を大切にしよう。
- 4 学校に持って行くものを前日に確かめよう。
- 5 宿題など自分から進んで勉強しよう。
- 6 携帯電話やスマートフォン、テレビやゲームの時間を決めよう。
- 7 本を読む時間をつくろう。

さかい
こ
堺っ子を

さかい し りつ がっ こう

ファイブ

堺市立学校 スマホ・ネット ルール5

まもるんや さかい

べん り 便利なものを かしくく つか 使おう!



堺市ネットいじめ防止プログラム
キャラクター スマホマン

わたし ちゅうがっこう
私たち中学校
せいとかい かんが
生徒会が考え
ました!



1

やさしい言葉を選
び、確認して送ろう

メッセージを送る前にひと
呼吸、考えてから送ろう

2

悪口はもちろん、
ぐちも書かないよ
うにしよう

メッセージを消すことがで
きて、心の傷は消す
ことができません



3

個人情報をのせな
いようにしよう

ネット上に名前・住所・電話番
号や写真をのせることで、
トラブルをまねきます



4

知らない人と
かかわらないよ
うにしよう

ネット上には、いろいろな
人がいるので、危険なこと
もたくさんあります



5

家の人とルール
を話し合おう

使用時間・置き場所・約束
を決めて守ろう



もし、困ったことが
あれば、必ず、おうち
の人や先生にすぐに
相談しよう。

心配なときは...



電話相談窓口

こころホーン(24時間対応)

Tel: 072-270-5561

学校教育部(「まもるんやさかい」に関する問合せ)

Tel: 072-228-7436

消費生活センター

Tel: 072-221-7146

高額請求の
トラブルは

ネットいじめWEB相談窓口

PC用

http://www.sakai.ed.jp/gakkokyoikubu_soudan/

スマートフォン・携帯用

http://www.sakai.ed.jp/gakkokyoikubu/soudan_mobile.html



※学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みは、原則禁止です。

日常生活の中で家族のふれあいを大切にしましょう。

堺市立中学校生徒会・堺市PTA協議会・堺市教育委員会・堺市立小学校長会・堺市立中学校長会

「O157 堺市学童集団下痢症を忘れない日」 の制定について

1. 制定の背景

事件発生から 15 年が経過し、世代の交代が進み、事件を直接知らない市職員や教職員、市民が増えてきている。児童生徒も事件後生まれの世代の子ども達となってきている。

また、議会からも、事件を忘れることなく、次世代に引き継いでいくべきであるとの指摘がある。

2. 制定趣旨

平成 8 年 7 月、学校給食に起因する腸管出血性大腸菌 O157 による学童集団下痢症が発生し、児童 7,892 人を含む 9,523 人の方々が罹患し 3 人の児童の尊い命を失った。

市として、二度とこのようなことを繰り返さないために、これからも亡くなられた 3 人の児童と今なお苦しんでおられる被害者の方々を決して忘れず、事件を風化させないことを目的として「O157 堺市学童集団下痢症を忘れない日」を制定する。

3. 制定日

平成 8 年 7 月 12 日に多数の学童が下痢、血便を主症状とする食中毒症状を発症したことから同日を「O157 堺市学童集団下痢症を忘れない日」とする。

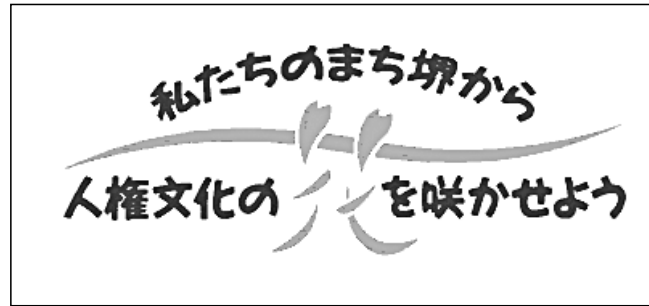
平成 24 年 6 月 18 日開催の教育委員会定例会で制定

さかい し じんけんしょう

堺市民憲章

わたくしたち^{さかい し じん}堺市民は

- 一 たくましく^{はたら}働くことに^{よろこ}喜びをもち、
^{せいさん こうじょう}生産の向上につくします。
- 一 ^{きょういく ちから}教育に力をそそぎ、
^{ぶん か}すぐれた文化のまちをつくります。
- 一 ^{あい しんらい たす}愛と信頼をもって助けあい、
^{へい わ けんこう せいかつ}平和で健康な生活をきずきます。
- 一 ^{ちつじょ おも}秩序を重んじ、
^{めいわく}ひとに迷惑をかけないようにします。
- 一 ^{こころ}心をあわせ、
^{うつく せいけつ}美しく清潔なまちづくりにつとめます。



令和5年度

堺市立学校園運営における指針

令和5年3月発行

編集・発行 堺市教育委員会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-228-7436 (学校教育部)
FAX 072-228-7421